

第 1 回

さいたま市・岩槻市合併協議会

参考資料

議案第 8 号関係（地方税の取扱い）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 個人市民税 (1) 均等割 年額 3,000 円 (2) 所得割 標準税率</p>	<p>1 個人市民税 (1) 均等割 年額 3,000 円 (2) 所得割 標準税率</p>
<p>2 法人市民税 (1) 均等割 標準税率 (2) 法人税割 税率 14.7% 12.3% (課税の特例)</p>	<p>2 法人市民税 (1) 均等割 標準税率 (2) 法人税割 税率 14.7% 12.7% (課税の特例)</p>
<p>3 固定資産税 (1) 税率 1.4% (2) 納期 第 1 期 5 月 1 日から同月 31 日まで 第 2 期 7 月 1 日から同月 31 日まで 第 3 期 12 月 1 日から同月 31 日まで 第 4 期 翌年 2 月 1 日から同月末日まで</p>	<p>3 固定資産税 (1) 税率 1.4% (2) 納期 第 1 期 5 月 1 日から同月 31 日まで 第 2 期 7 月 1 日から同月 31 日まで 第 3 期 12 月 1 日から同月 28 日まで 第 4 期 翌年 2 月 1 日から同月末日まで</p>
<p>4 軽自動車税 税率 標準税率</p>	<p>4 軽自動車税 税率 標準税率</p>
<p>5 都市計画税 (1) 税率 0.3% (2) 納期 固定資産税に同じ</p>	<p>5 都市計画税 (1) 税率 0.2% (2) 納期 固定資産税に同じ</p>
<p>6 事業所税 (1) 資産割 税率 600 円 / m² (2) 従業者割 税率 0.25%</p>	<p>6 事業所税 課税団体ではない。</p>

議案第9号関係（一般職の職員の身分の取扱い）

現 況																																																													
さいたま市	岩槻市																																																												
<p>1 職員の定数 8,928人</p> <p>2 職員の実数 8,810人</p> <p>3 給料表等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>行政職給料表</td><td style="text-align: right;">8級制</td></tr> <tr><td>医療職給料表(1)</td><td style="text-align: right;">4級制</td></tr> <tr><td>医療職給料表(2)</td><td style="text-align: right;">5級制</td></tr> <tr><td>医療職給料表(3)</td><td style="text-align: right;">6級制</td></tr> <tr><td>教育職給料表(1)</td><td style="text-align: right;">4級制</td></tr> <tr><td>教育職給料表(2)</td><td style="text-align: right;">4級制</td></tr> <tr><td>技能職給料表</td><td style="text-align: right;">4級制</td></tr> <tr><td>企業職給料表</td><td style="text-align: right;">8級制</td></tr> </table> <p>〔行政職級別標準職務表〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">標準職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1級</td><td>主事、技師</td></tr> <tr><td>2級</td><td>主事、技師</td></tr> <tr><td>3級</td><td>主任</td></tr> <tr><td>4級</td><td>総括主査、主査</td></tr> <tr><td>5級</td><td>主幹、副主幹</td></tr> <tr><td>6級</td><td>課長、副参事、調整主幹</td></tr> <tr><td>7級</td><td>部長、企画監、参事</td></tr> <tr><td>8級</td><td>局長、区長、理事、総括監、総括参事</td></tr> </tbody> </table> <p>上記表は主なものを掲載している。</p>	行政職給料表	8級制	医療職給料表(1)	4級制	医療職給料表(2)	5級制	医療職給料表(3)	6級制	教育職給料表(1)	4級制	教育職給料表(2)	4級制	技能職給料表	4級制	企業職給料表	8級制	区分	標準職務	1級	主事、技師	2級	主事、技師	3級	主任	4級	総括主査、主査	5級	主幹、副主幹	6級	課長、副参事、調整主幹	7級	部長、企画監、参事	8級	局長、区長、理事、総括監、総括参事	<p>1 職員の定数 956人</p> <p>2 職員の実数 845人</p> <p>3 給料表等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>行政職給料表</td><td style="text-align: right;">8級制</td></tr> <tr><td>技能労務職給料表</td><td style="text-align: right;">3級制</td></tr> <tr><td>企業職給料表(1)</td><td style="text-align: right;">8級制</td></tr> <tr><td>企業職給料表(2)</td><td style="text-align: right;">3級制</td></tr> </table> <p>〔行政職級別標準職務表〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">標準職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1級</td><td>主事補、技師補</td></tr> <tr><td>2級</td><td>主事、技師</td></tr> <tr><td>3級</td><td>主任</td></tr> <tr><td>4級</td><td>係長、主査</td></tr> <tr><td>5級</td><td>課長補佐、副主幹</td></tr> <tr><td>6級</td><td>課長、主幹</td></tr> <tr><td>7級</td><td>次長、副参事</td></tr> <tr><td>8級</td><td>部長、参事</td></tr> </tbody> </table> <p>上記表は主なものを掲載している。</p>	行政職給料表	8級制	技能労務職給料表	3級制	企業職給料表(1)	8級制	企業職給料表(2)	3級制	区分	標準職務	1級	主事補、技師補	2級	主事、技師	3級	主任	4級	係長、主査	5級	課長補佐、副主幹	6級	課長、主幹	7級	次長、副参事	8級	部長、参事
行政職給料表	8級制																																																												
医療職給料表(1)	4級制																																																												
医療職給料表(2)	5級制																																																												
医療職給料表(3)	6級制																																																												
教育職給料表(1)	4級制																																																												
教育職給料表(2)	4級制																																																												
技能職給料表	4級制																																																												
企業職給料表	8級制																																																												
区分	標準職務																																																												
1級	主事、技師																																																												
2級	主事、技師																																																												
3級	主任																																																												
4級	総括主査、主査																																																												
5級	主幹、副主幹																																																												
6級	課長、副参事、調整主幹																																																												
7級	部長、企画監、参事																																																												
8級	局長、区長、理事、総括監、総括参事																																																												
行政職給料表	8級制																																																												
技能労務職給料表	3級制																																																												
企業職給料表(1)	8級制																																																												
企業職給料表(2)	3級制																																																												
区分	標準職務																																																												
1級	主事補、技師補																																																												
2級	主事、技師																																																												
3級	主任																																																												
4級	係長、主査																																																												
5級	課長補佐、副主幹																																																												
6級	課長、主幹																																																												
7級	次長、副参事																																																												
8級	部長、参事																																																												
<p>4 諸手当</p> <p>管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当</p>	<p>4 諸手当</p> <p>管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当</p>																																																												

議案第17号関係（慣行等の取扱い）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 市章</p>  <p>さいたま市の頭文字「S」をモチーフに、未来に向かって人もまちもいきいきと前進するイメージのデザインです。「S」を囲むように弧を描くことで、輪（和）が広がり融和していくことを表現しています。基調となる緑色は、見沼たんぼに代表される豊かな自然との調和を示しています。 （平成13年10月25日制定）</p>	<p>1 市の紋章</p>  <p>岩槻の岩に中央のツキ（満月）を囲んだもの （昭和30年10月1日制定）</p>
<p>2 市の木 ケヤキ （平成14年5月1日制定）</p>	<p>2 市の木 つき（槻）...けやき （昭和52年4月1日制定）</p>
<p>3 市の花 サクラソウ （平成14年5月1日制定）</p>	<p>3 市の花 やまぶき （昭和52年4月1日制定）</p>
<p>4 市の花木 サクラ （平成14年5月1日制定）</p>	<p>4 市の花木 なし</p>
<p>5 市民憲章 なし</p>	<p>5 市民憲章 岩槻市民憲章 （昭和53年5月3日制定）</p>
<p>6 都市宣言 なし</p>	<p>6 都市宣言 岩槻市平和都市宣言 （平成7年8月20日告示） 岩槻市生涯スポーツ都市宣言 （平成3年10月10日告示）</p>
<p>7 国内都市間交流 福島県南郷村（姉妹都市） （昭和50年11月4日提携） 福島県館岩村（友好都市） （昭和57年10月23日提携） 新潟県六日町（友好都市） （昭和63年10月31日提携）</p>	<p>7 国内都市間交流 千葉県千倉町（友好都市） （昭和56年11月26日締結）</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>8 国外都市間交流 メキシコ・トルーカ市（姉妹都市） （昭和 54 年 10 月 2 日提携） 中国・鄭州市（友好都市） （昭和 56 年 10 月 12 日提携） ニュージーランド・ハミルトン市（姉妹都市） （昭和 59 年 5 月 14 日提携） アメリカ・リッチモンド市（姉妹都市） （平成 6 年 6 月 16 日提携） アメリカ・ピッツバーグ市（姉妹都市） （平成 10 年 5 月 5 日提携）</p> <p>9 表彰 さいたま市名誉市民 （平成 14 年 9 月 30 日制定） さいたま市市民栄誉賞 （平成 15 年 3 月 27 日制定） さいたま市文化賞 （平成 15 年 3 月 27 日制定） さいたま市職員表彰 （平成 14 年 3 月 27 日制定）</p>	<p>8 国外都市間交流 カナダ・ナナイモ市（友好都市） （平成 8 年 9 月 25 日締結）</p> <p>9 表彰 岩槻市名誉市民 （昭和 34 年 4 月 20 日制定） 岩槻市名誉議員及び名誉職員顕彰 （昭和 30 年 3 月 28 日制定） 岩槻市表彰 （昭和 52 年 12 月 20 日制定） 岩槻市職員表彰 （昭和 61 年 3 月 31 日制定） 岩槻市教育委員会表彰 （平成 15 年 1 月 14 日制定）</p>

議案第 18 号関係（国民健康保険事業の取扱い）

現 況																																																					
さいたま市	岩槻市																																																				
<p>1 保険税の賦課状況</p> <p>(1) 保険税率（平成 14 年 4 月 1 日施行）</p> <p>ア医療給付分（2 方式）</p> <table> <tr> <td>所得割</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>29,500 円</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>53 万円</td> </tr> </table> <p>イ介護給付金分（2 方式）</p> <table> <tr> <td>所得割</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>7 万円</td> </tr> </table> <p>(2) 納期（回数）</p> <p>6,7,8,9,11,12,1,2 月（8 回）</p> <p>2 加入者の状況（平成 16 年 3 月末現在）</p> <table> <tr> <td>(1) 世帯数</td> <td>178,686 世帯</td> </tr> <tr> <td>(2) 被保険者数</td> <td>329,942 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（介護対象含む。）</td> </tr> <tr> <td>（介護対象者）</td> <td>102,437 人</td> </tr> </table> <p>3 被保険者証</p> <p>(1) 更新時期 10 月 1 日（1 年更新）</p> <p>4 保険給付（国民健康保険法で定められているものを除く。）</p> <table> <tr> <td>(1) 出産育児一時金</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 葬祭費</td> <td>10 万円</td> </tr> </table> <p>5 保健事業</p> <p>(1) 国保人間ドック補助</p> <p>ア対象者</p> <p>年齢が満 35 歳（受検日当日）以上の方</p> <p>イ補助額 30,000 円</p> <p>(2) 国保健康診査</p> <p>ア対象者</p> <p>30 歳から 39 歳までの方</p> <p>イ受診費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査（無料） ・がん（胃・大腸・肺）、結核、骨粗しょう症検診（一部有料） 	所得割	9.1%	均等割	29,500 円	賦課限度額	53 万円	所得割	1.7%	均等割	7,000 円	賦課限度額	7 万円	(1) 世帯数	178,686 世帯	(2) 被保険者数	329,942 人		（介護対象含む。）	（介護対象者）	102,437 人	(1) 出産育児一時金	30 万円	(2) 葬祭費	10 万円	<p>1 保険税の賦課状況</p> <p>(1) 保険税率（平成 8 年 4 月 1 日施行）</p> <p>ア医療給付分（4 方式）</p> <table> <tr> <td>所得割</td> <td>8.0%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>16,000 円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>19,000 円</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>52 万円</td> </tr> </table> <p>イ介護給付金分（2 方式）</p> <table> <tr> <td>所得割</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>賦課限度額</td> <td>7 万円</td> </tr> </table> <p>(2) 納期（回数）</p> <p>7,8,9,10,11,12,1,2 月（8 回）</p> <p>2 加入者の状況（平成 16 年 3 月末現在）</p> <table> <tr> <td>(1) 世帯数</td> <td>21,203 世帯</td> </tr> <tr> <td>(2) 被保険者数</td> <td>43,350 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（介護対象含む。）</td> </tr> <tr> <td>（介護対象者）</td> <td>15,055 人</td> </tr> </table> <p>3 被保険者証</p> <p>(1) 更新時期 10 月 1 日（1 年更新）</p> <p>4 保険給付（国民健康保険法で定められているものを除く。）</p> <table> <tr> <td>(1) 出産育児一時金</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 葬祭費</td> <td>10 万円</td> </tr> </table> <p>5 保健事業</p> <p>(1) 国保人間ドック補助</p> <p>ア対象者</p> <p>満 35 歳以上で資格 1 年以上、税完納者</p> <p>イ補助額 30,970 円</p> <p>(2) 国保健康診査</p> <p>実施していない。</p>	所得割	8.0%	資産割	15.0%	均等割	16,000 円	平等割	19,000 円	賦課限度額	52 万円	所得割	1.0%	均等割	5,000 円	賦課限度額	7 万円	(1) 世帯数	21,203 世帯	(2) 被保険者数	43,350 人		（介護対象含む。）	（介護対象者）	15,055 人	(1) 出産育児一時金	30 万円	(2) 葬祭費	10 万円
所得割	9.1%																																																				
均等割	29,500 円																																																				
賦課限度額	53 万円																																																				
所得割	1.7%																																																				
均等割	7,000 円																																																				
賦課限度額	7 万円																																																				
(1) 世帯数	178,686 世帯																																																				
(2) 被保険者数	329,942 人																																																				
	（介護対象含む。）																																																				
（介護対象者）	102,437 人																																																				
(1) 出産育児一時金	30 万円																																																				
(2) 葬祭費	10 万円																																																				
所得割	8.0%																																																				
資産割	15.0%																																																				
均等割	16,000 円																																																				
平等割	19,000 円																																																				
賦課限度額	52 万円																																																				
所得割	1.0%																																																				
均等割	5,000 円																																																				
賦課限度額	7 万円																																																				
(1) 世帯数	21,203 世帯																																																				
(2) 被保険者数	43,350 人																																																				
	（介護対象含む。）																																																				
（介護対象者）	15,055 人																																																				
(1) 出産育児一時金	30 万円																																																				
(2) 葬祭費	10 万円																																																				

現 況	
さいたま市	岩槻市
(3) 保養施設利用補助 補助額（1人につき、年度2泊まで） 1泊につき 大人 3,000円 小人 2,000円	(3) 保養施設利用補助 ア保養の家 補助額（1人につき、年度2泊まで） 1泊につき 大人 2,000円 小人 1,000円 イ海の家 補助額（1人につき、年度2泊まで） 1泊につき 大人 2,600円 小人 2,800円 幼児 1,000円 ウ山の家 補助額（1人につき、年度2泊まで） 1泊につき 大人 2,600円 小人 2,800円 幼児 1,500円 エ森の校舎 補助額（1人につき、年度2泊まで） 1泊につき 大人 1,500円 小人 1,700円 幼児 1,000円

議案第19号関係（介護保険事業の取扱い）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 第1号被保険者保険料（65歳以上） 平成15年度基準額（年額）37,106円 納期（普通徴収） 6月～9月、11月～2月（8期）</p>	<p>1 第1号被保険者保険料（65歳以上） 平成15年度基準額（年額）31,300円 納期（普通徴収） 7月～2月（8期）</p>
<p>2 介護保険高額介護サービス費用貸付事業 高額介護サービス費の支給までの間、当該 高額介護サービス費の支給見込額分を貸し 付ける。 ・貸付割合：対象額の全額 ・基金の設置：さいたま市介護保険高額 貸付基金 300万円</p>	<p>2 介護保険高額介護サービス費用貸付事業 高額介護サービス費の支給までの間、介護 サービス等に要する費用を支払うための資 金を貸し付ける。 ・貸付割合：対象額の90% ・基金の設置：岩槻市介護保険高額貸付 基金 300万円</p>
<p>3 介護保険低所得者利用料軽減事業 国の特別対策事業及び市単独事業 ・高齢者施策：6% ・障害者施策：3% 市単独事業6%</p>	<p>3 介護保険低所得者利用料軽減事業 国の特別対策事業 ・高齢者施策：6% ・障害者施策：3% 市単独事業は未実施</p>
<p>4 居宅サービス利用料負担額助成事業 真に利用料の支払いに困窮している低所得 者への助成 居宅サービスのうち療養管理指導、痴呆対 応型共同生活介護、特定施設入所者生活介 護、福祉用具購入費、住宅改修費を除く9種 類 ・助成率：第1段階7% 第2段階5%</p>	<p>4 居宅サービス利用料負担額助成事業 市民税非課税世帯でかつ老齢福祉年金受 給者に1/2、市民税非課税世帯の者に1/4の 利用料助成を行う。（施設サービスを含む。） ただし、居宅サービスのうち福祉用具購入 費、住宅改修費は除く。</p>
<p>5 住宅改修支援事業 住宅改修について、改修を必要と認められ る理由書の作成料を支払う。 ・支給額：2,100円/件 ・対象：担当介護支援専門員以外の介護 支援専門員等</p>	<p>5 住宅改修支援事業 住宅改修について、改修を必要と認められ る理由書の作成料を支払う。 ・支給額：2,100円/件 ・対象：介護支援専門員等</p>
<p>6 介護相談員派遣事業 実施していない。</p>	<p>6 介護相談員派遣事業 介護相談員が直接施設等を訪問し、介護サ ービス利用者の疑問や不満にきめ細やかに 応じることにより、苦情に至る事態を未然 に防ぐとともに、介護サービスの充実を図 る。</p>

議案第 20 号関係（消防団の取扱い）

現 況														
	さいたま市	岩槻市												
<p>消防団</p> <p>(1) 組織及び定数</p> <p>ア 分団数 1 消防団 51 分団</p> <p>イ 定員 1,108 人(実員 996 人)</p> <p>(2) 報酬</p> <p>ア 年額報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長 119,000 円 ・副団長 86,000 円 ・ブロック長 79,000 円 ・副ブロック長 72,000 円 ・分団長 65,000 円 ・副分団長 52,000 円 ・部長 39,000 円 ・班長 33,000 円 ・団員 31,000 円 <p>イ 費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害出場 1 人 1 回 2,100 円 ・諸出勤 1 人 1 回 1,800 円 	<p>消防団</p> <p>(1) 組織及び定数</p> <p>ア 分団数 1 消防団 11 分団</p> <p>イ 定員 224 人(実員 205 人)</p> <p>(2) 報酬</p> <p>ア 年額報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団長 195,000 円 ・副団長 152,000 円 ・分団長 133,000 円 ・副分団長 116,000 円 ・部長 103,000 円 ・班長 86,000 円 ・団員 83,000 円 <p>イ 費用弁償</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災出場 1 分団 放水有 8,000 円 放水無 6,000 円 分団長以上 1 人 1,000 円 ・警戒出場 1 分団 3,500 円 ・訓練出場 1 分団 年 28,000 円 ・機械整備 1 分団 年 14,000 円 ・警備、出初 1 人 1,000 円 ・会議、研修 分団長以上 1 人 1,100 円 他は 1,000 円 													
<p>《参考》</p> <p style="text-align: center;">常備消防</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">さいたま市</th> <th style="width: 50%;">岩槻市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>署所数</td> <td>9 消防署 12 出張所</td> <td>1 消防署 3 分署</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>1,105 人</td> <td>164 人</td> </tr> <tr> <td>実員数</td> <td>1,105 人</td> <td>150 人</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	さいたま市	岩槻市	署所数	9 消防署 12 出張所	1 消防署 3 分署	条例定数	1,105 人	164 人	実員数	1,105 人	150 人
区 分	さいたま市	岩槻市												
署所数	9 消防署 12 出張所	1 消防署 3 分署												
条例定数	1,105 人	164 人												
実員数	1,105 人	150 人												

議案第 2 1 号関係（保健・医療事業の取扱い）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 休日急患診療所</p> <p>(1) 浦和休日急患診療所</p> <p>ア 日曜日・祝日・年末年始 内科・小児科 9時～17時、19時～22時</p> <p>イ 月曜日～金曜日 小児科 19時30分～22時</p> <p>ウ 土曜日 内科・小児科 19時～22時</p> <p>(2) 大宮医師会市民病院</p> <p>ア 日曜日・祝日・年末年始 内科・小児科 9時～17時、19時～翌9時 外科 9時～17時 眼科・耳鼻咽喉科（日曜日のみ） 9時～12時</p> <p>イ 月曜日～土曜日 内科・小児科 19時～翌9時</p> <p>(3) 与野休日急患診療所</p> <p>ア 日曜日・祝日・年末年始・8/13～8/15 内科・小児科 9時～15時、19時～22時</p> <p>イ 土曜日 内科・小児科 19時～22時</p> <p>2 在宅当番医制</p> <p>(1) 浦和医師会</p> <p>ア 外科・産婦人科 日曜日・祝日・年末年始 8時～翌8時</p> <p>イ 眼科・耳鼻咽喉科 日曜日（月1回） 8時～翌8時</p> <p>(2) 大宮医師会</p> <p>ア 産婦人科 日曜日・祝日・年末年始 9時～17時</p> <p>(3) さいたま市与野医師会</p> <p>ア 外科・眼科・耳鼻咽喉科 日曜日・祝日 9時～15時</p>	<p>1 休日急患診療所</p> <p>(1) 岩槻市休日夜間急患診療所</p> <p>ア 日曜日・祝日・年末年始 内科・小児科 9時～21時</p> <p>(2) 小児救急医療（広域）</p> <p>ア 内容：平日夜間における診療業務を春日部市立病院内に平日夜間診療部を開設して実施</p> <p>イ 診療日及び診療時間 平日 19時30分～22時30分</p> <p>ウ 実施主体：岩槻市、春日部市、蓮田市及び庄和町</p> <p>エ 業務主体：上記3市1町医師会</p> <p>2 在宅当番医制</p> <p>内容：南埼玉郡市医師会の協力により在宅当番医制を実施。休日の昼間開設 平成15年度は148施設で実施</p>

現 況										
さいたま市	岩槻市									
<p>3 2次救急医療</p> <p>(1) 病院群輪番制病院</p> <p>ア 15病院での輪番制方式</p> <p>イ 診療科目は内科、小児科、外科</p> <p>ウ 診療日及び診療時間</p> <p>日曜日・祝日・年末年始 24時間</p> <p>月曜日～土曜日 18時～翌8時</p> <p>(2) 小児救急医療支援事業病院</p> <p>ア さいたま市小児救急医療センター</p> <p>イ 診療日及び診療時間 毎日24時間</p> <p>4 スズメバチ等駆除事業</p> <p>市民からの依頼により生命への危険度が高いスズメバチ等の駆除を行う。</p> <p>実施方法：事前に市職員が現地調査し、委託等により駆除する。</p> <p>5 犬及び猫の去勢・不妊手術費助成事業</p> <p>犬及び猫の去勢・不妊手術に対して手術費の一部を助成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>犬</th> <th>猫</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>去勢手術</td> <td>5,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>不妊手術</td> <td>8,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 乳幼児医療費助成制度</p> <p>(1) 目的</p> <p>市内に居住する乳幼児に対し、医療費の一部を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減し、次代を担う乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図る。</p> <p>(2) 対象乳幼児</p> <p>市内に住所を有する0歳から小学校就学前までの乳幼児で、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である乳幼児。</p> <p>(3) 所得制限</p> <p>児童手当特例給付「扶養親族等2人(544万円)」の額に準拠する。</p>	区 分	犬	猫	去勢手術	5,000円	4,000円	不妊手術	8,000円	6,000円	<p>3 2次救急医療</p> <p>(1) 病院群輪番制</p> <p>ア 岩槻市、春日部市、蓮田市内の6病院の病院群輪番制方式</p> <p>イ 診療日及び診療時間</p> <p>休日 24時間</p> <p>平日夜間 18時～翌8時</p> <p>(2) 小児救急医療(広域)</p> <p>ア 岩槻市、春日部市内の3病院の病院群輪番制方式</p> <p>イ 診療日及び診療時間</p> <p>休日 24時間</p> <p>平日夜間 18時～翌8時</p> <p>4 スズメバチ等駆除事業</p> <p>実施していない。</p> <p>5 犬及び猫の去勢・不妊手術費助成事業</p> <p>実施していない。</p> <p>6 乳幼児医療費助成制度</p> <p>(1) 目的</p> <p>小学校就学前の乳幼児を持つ保護者に対し、その医療費(保険診療の一部負担金)を支給することにより、保健の向上と福祉の増進を図る。</p> <p>(2) 対象乳幼児</p> <p>市内在住の小学校就学前の乳幼児。</p> <p>(3) 所得制限</p> <p>なし</p>
区 分	犬	猫								
去勢手術	5,000円	4,000円								
不妊手術	8,000円	6,000円								

現 況

7 乳幼児健康診査

区分	さいたま市	岩槻市
4 か月児健康診査	4 か月児から 6 か月未満児 指定医療機関（個別健診）	4 か月児から 5 か月児 保健センター（集団健診）
10 か月児健康診査	10 か月児から 12 か月未満児 指定医療機関（個別健診）	実施していない。
1 歳 6 か月児健康診査	1 歳 6 か月児から 2 歳未満児 指定医療機関（個別健診）	1 歳 6 か月児から 1 歳 7 か月児 保健センター（集団健診）
3 歳児健康診査	一般健診 3 歳 6 か月児から 4 歳未満児 歯科健診 3 歳児から 4 歳未満児 指定医療機関（個別健診）	3 歳 5 か月児から 3 歳 6 か月児 保健センター（集団健診）

現 況

8 健康診査・検診

区分	さいたま市	岩槻市
基本健康診査	40歳以上 指定医療機関（個別健診）	40歳以上 個別医療機関方式
胃がん検診	40歳以上 指定医療機関（個別検診） 個人負担額：1,000円	40歳以上 保健センター他（集団検診） 個人負担なし
結核検診	16歳以上 指定医療機関（個別検診） 個人負担なし	15歳以上 保健センター（集団検診） 個人負担なし
骨粗しょう症検診	40歳以上（注1） 指定医療機関（個別健診） 個人負担額：200円	実施していない。
子宮がん検診	30歳以上 指定医療機関（個別検診） 個人負担額：頸部のみ600円 頸部+体部 1,000円	30歳以上 個別医療機関方式 個人負担なし
大腸がん検診	40歳以上 指定医療機関（個別検診） 個人負担額：420円	40歳以上 個別医療機関方式 個人負担なし
乳がん検診	30歳以上 指定医療機関（個別検診） 個人負担額：視触診 280円 視触診+X線 750円	30歳以上 保健センター（集団検診） 個人負担なし
肺がん検診	40歳以上 指定医療機関（個別検診） 個人負担額：読影のみ540円 読影+喀痰 880円	40歳以上 保健センター他（集団検診） 個人負担なし
肝炎ウィルス検診	40,45,50,55,60,65,70歳（注1） 指定医療機関（個別検診） 個人負担なし	40,45,50,55,60,65,70歳 保健センター（集団検診） 個人負担なし
前立腺がん検診	50,55,60,65,70歳（節目検診） 指定医療機関（個別検診） 個人負担額：500円	実施していない。
成人歯科健康診査	40歳以上 指定医療機関（個別健診） 個人負担額：400円	実施していない。

注1 基本健康診査とセット受診

さいたま市の個人負担は、要件によって無料となる場合がある。

議案第 2 2 号関係（社会福祉事業の取扱い）

現 況																														
さいたま市	岩槻市																													
<p>1 社会福祉大会 さいたま市の福祉関係者が一堂に会し、社会福祉事業の功績者を表彰するとともに、地域福祉の推進のため総力をあげて取り組む決意をする。</p> <p>(1) 開催時期：11月1日（平成16年度） (2) 会場：さいたま市民会館おおみや (3) 主催者：市と市社会福祉協議会との共催 (4) 参加者：被表彰者、地区社協会長、民生委員等 （平成16年度参加予定 約850人）</p> <p>2 災害見舞金支給事業 火災、風水害等の自然災害等により、被害を受けた市民に対して災害見舞金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">支給額</th> </tr> <tr> <th>1世帯当たり</th> <th>1人当たり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼、全壊、流失</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>半焼、半壊、床上浸水</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>死亡者</td> <td>-</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>-</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 苦情処理窓口及び福祉オンブズパーソン (1) 苦情処理窓口 保健福祉サービスに関する苦情について、迅速・公平な処理を行う。 (2) 福祉オンブズパーソン 第三者による苦情処理機関 福祉サービスの利用者が、行政やサービス提供者に対して苦情や不満が生じた時、福祉オンブズパーソンに申立てをして救済を受けることができる制度。</p>	区 分	支給額		1世帯当たり	1人当たり	全焼、全壊、流失	30,000円	20,000円	半焼、半壊、床上浸水	20,000円	10,000円	死亡者	-	100,000円	重傷者	-	50,000円	<p>1 社会福祉大会 地域福祉に長年貢献された方や団体の表彰及びアトラクションを行う。</p> <p>(1) 開催時期：6月26日（平成16年度） （5年に1度開催） (2) 会場：岩槻市立福祉会館(イグレッタ) (3) 主催者：市社会福祉協議会 後 援：岩槻市 (4) 参加者：被表彰者、自治会長、民生委員、ボランティア団体等 （平成16年度参加予定 約600人）</p> <p>2 災害見舞金支給事業 市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害見舞金を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全焼、全壊、流失</td> <td>80,000円 / 世帯</td> </tr> <tr> <td>半焼、半壊</td> <td>40,000円 / 世帯</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td>20,000円 / 世帯</td> </tr> <tr> <td>死亡者</td> <td>80,000円 / 人</td> </tr> <tr> <td>重傷者</td> <td>30,000円 / 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 苦情処理窓口及び福祉オンブズパーソン 実施していない。</p>	区 分	支給額	全焼、全壊、流失	80,000円 / 世帯	半焼、半壊	40,000円 / 世帯	床上浸水	20,000円 / 世帯	死亡者	80,000円 / 人	重傷者	30,000円 / 人
区 分		支給額																												
	1世帯当たり	1人当たり																												
全焼、全壊、流失	30,000円	20,000円																												
半焼、半壊、床上浸水	20,000円	10,000円																												
死亡者	-	100,000円																												
重傷者	-	50,000円																												
区 分	支給額																													
全焼、全壊、流失	80,000円 / 世帯																													
半焼、半壊	40,000円 / 世帯																													
床上浸水	20,000円 / 世帯																													
死亡者	80,000円 / 人																													
重傷者	30,000円 / 人																													

現 況																									
さいたま市	岩槻市																								
<p>4 高等学校入学支度金支給事業 生活保護を受けている世帯の生徒が、高等学校等に入学するに際し、支度金を支給することにより、生徒の健全な育成及びその世帯の自立更正の推進を図る。 支給金額：1人当たり 12,000 円</p> <p>5 住宅費（契約更新料）差額金助成事業 生活保護を受けている方が住宅扶助を受けたとき、法による住宅費(契約更新料)の額と実際に契約更新に要した額との差額金で助成を必要と認められた範囲内の額を1か月分の住宅扶助費を限度額として支給する。</p> <p>6 民生委員児童委員 (1)法定単位民生委員児童委員協議会数 40 地区 (2)民生委員児童委員定数 1,061 人 委嘱者 1,059 人(平成 16 年 4 月 1 日現在) (3)補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補助額 (1人当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員活動費</td> <td>8,500 円/月</td> </tr> <tr> <td>会長活動費</td> <td>3,000 円/月</td> </tr> <tr> <td>地区研修費</td> <td>10,000 円/年</td> </tr> <tr> <td>運営事務費</td> <td>900 円/月</td> </tr> <tr> <td>全国互助事業分</td> <td>800 円/年</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補助額 (1人当たり)	委員活動費	8,500 円/月	会長活動費	3,000 円/月	地区研修費	10,000 円/年	運営事務費	900 円/月	全国互助事業分	800 円/年	<p>4 高等学校入学支度金支給事業 実施していない。</p> <p>5 住宅費（契約更新料）差額金助成事業 実施していない。</p> <p>6 民生委員児童委員 (1)法定単位民生委員児童委員協議会数 7 地区 (2)民生委員児童委員定数 154 人 委嘱者 152 人(平成 16 年 4 月 1 日現在) (3)補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補助額 (1人当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員活動費</td> <td>59,100 円/年</td> </tr> <tr> <td>会長活動費</td> <td>30,000 円/年</td> </tr> <tr> <td>地区研修費 (地区活動費)</td> <td>10,000 円/年</td> </tr> <tr> <td>運営事務費</td> <td>2,500 円/年</td> </tr> <tr> <td>全国民生委員 互助事業会費</td> <td>1,100 円/年</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補助額 (1人当たり)	委員活動費	59,100 円/年	会長活動費	30,000 円/年	地区研修費 (地区活動費)	10,000 円/年	運営事務費	2,500 円/年	全国民生委員 互助事業会費	1,100 円/年
区 分	補助額 (1人当たり)																								
委員活動費	8,500 円/月																								
会長活動費	3,000 円/月																								
地区研修費	10,000 円/年																								
運営事務費	900 円/月																								
全国互助事業分	800 円/年																								
区 分	補助額 (1人当たり)																								
委員活動費	59,100 円/年																								
会長活動費	30,000 円/年																								
地区研修費 (地区活動費)	10,000 円/年																								
運営事務費	2,500 円/年																								
全国民生委員 互助事業会費	1,100 円/年																								
<p>7 低所得世帯入院料（室料）差額補助事業 実施していない。</p>	<p>7 低所得世帯入院料（室料）差額補助事業 生活保護世帯に対して、入院時の差額室料を補助する。 補助額：1日につき 1,000 円</p>																								
<p>8 出産費差額助成事業 生活保護の適用を受けている者が出産扶助を受けたとき、法による出産費の額と病院等の慣行料金との差額を助成する。 助成限度額：法に定める基準額と実際に支払う額との差額分（被保護者の身体状況等により必要と認められる額）</p>	<p>8 出産費差額助成事業 実施していない。</p>																								

議案第 23 号関係（高齢者福祉事業の取扱い）

現 況																					
さいたま市	岩槻市																				
<p>1 敬老祝金支給</p> <p>(1) 対象者：満 75 歳以上かつ 5 の倍数の年齢の者及び 100 歳以上の方 年齢基準日：9 月 15 日 居住期間：6 か月以上</p> <p>(2) 支給額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 60%;">75 歳</td><td style="text-align: right;">10,000 円</td></tr> <tr><td>80 歳</td><td style="text-align: right;">20,000 円</td></tr> <tr><td>85 歳</td><td style="text-align: right;">20,000 円</td></tr> <tr><td>90 歳</td><td style="text-align: right;">20,000 円</td></tr> <tr><td>95 歳</td><td style="text-align: right;">20,000 円</td></tr> <tr><td>100 歳以上毎年</td><td style="text-align: right;">20,000 円</td></tr> </table> <p>2 敬老会</p> <p>(1) 対象者：75 歳以上</p> <p>(2) 内容：各地区において開催</p> <p>(3) 委託先：市社会福祉協議会</p> <p>3 宅配食事サービス</p> <p>(1) 対象者：食事の調理が困難な一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯並びにこれに準じる重度心身障害者世帯</p> <p>(2) 内容：週 4 日（月、火、木、金）の夕食</p> <p>(3) 利用者負担：1 食 400 円</p> <p>(4) 委託先：市社会福祉協議会</p> <p>4 重度要介護高齢者手当</p> <p>(1) 対象者</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 65 歳以上</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 要介護度 3・4・5 のいずれかであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 住民税非課税であること。</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 介護保険料を滞納していないこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 介護保険施設に入所していないこと。</p> <p>(2) 支給額：月額 10,000 円</p>	75 歳	10,000 円	80 歳	20,000 円	85 歳	20,000 円	90 歳	20,000 円	95 歳	20,000 円	100 歳以上毎年	20,000 円	<p>1 敬老祝金支給</p> <p>(1) 対象者：満 77 歳、88 歳、99 歳の者及び 100 歳以上の方 年齢基準日：9 月 1 日</p> <p>(2) 支給額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 60%;">77 歳</td><td style="text-align: right;">20,000 円</td></tr> <tr><td>88 歳</td><td style="text-align: right;">30,000 円</td></tr> <tr><td>99 歳</td><td style="text-align: right;">50,000 円</td></tr> <tr><td>100 歳以上毎年</td><td style="text-align: right;">70,000 円</td></tr> </table> <p>2 老人福祉大会</p> <p>(1) 対象者：70 歳以上</p> <p>(2) 内容：金婚者の式典や芸能ショー等で長寿を祝う。毎年 10 月上旬に槻の森スポーツセンターにおいて開催</p> <p>(3) 実施主体：市と老人クラブ連合会との共催</p> <p>3 高齢者配食サービス</p> <p>(1) 対象者：一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及びこれに準じる世帯並びに身体障害者であって食事の調理が困難な世帯</p> <p>(2) 内容：週 3 回までの夕食</p> <p>(3) 利用者負担：1 食 400 円</p> <p>(4) 委託先：市社会福祉協議会、民間業者</p> <p>4 在宅介護手当</p> <p>(1) 対象者：要介護度 4・5 のいずれかに認定されている方 年齢制限なし</p> <p>(2) 支給額：月額 10,000 円</p>	77 歳	20,000 円	88 歳	30,000 円	99 歳	50,000 円	100 歳以上毎年	70,000 円
75 歳	10,000 円																				
80 歳	20,000 円																				
85 歳	20,000 円																				
90 歳	20,000 円																				
95 歳	20,000 円																				
100 歳以上毎年	20,000 円																				
77 歳	20,000 円																				
88 歳	30,000 円																				
99 歳	50,000 円																				
100 歳以上毎年	70,000 円																				

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>5 敬老マッサージ施術料補助 (1) 内容：市に登録された施術者のところで利用できる補助券を希望者に発行 (2) 対象者：75歳以上 (3) 補助内容：1年間で1回1,000円の補助券3枚</p> <p>6 重度要介護高齢者訪問理容サービス (1) 内容：在宅でねたきりの高齢者を訪問して洗髪や理容のサービスを行う。 1年間で4回以内 (2) 対象者 ア 65歳以上 イ 要介護度3・4・5のいずれかであること。 ウ 介護保険料を滞納していないこと。 エ 介護保険施設や病院に入所、入院をしていないこと。</p> <p>7 高齢者相談員設置事業 老衰、疾病等により、介護及び援助が必要な高齢者及びその家族等に対し、高齢介護課の窓口等で相談員が相談に応じ、各種サービスの申請手続等の適切な指導及び助言を行う。 (1) 相談員の配置：各区役所1名 (2) 相談日：月曜から金曜日 (3) 相談時間：午前9時から午後5時</p> <p>8 老人スポーツ大会 実施していない。</p>	<p>5 敬老マッサージ施術料補助 実施していない。</p> <p>6 重度要介護高齢者訪問理容サービス 実施していない。</p> <p>7 高齢者相談員設置事業 実施していない。</p> <p>8 老人スポーツ大会 (1) 内容：ゲートボール大会、グランドゴルフ大会の開催 (2) 主催：岩槻市老人クラブ連合会</p>

議案第24号関係（障害者福祉事業の取扱い）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 ホームヘルパー派遣事業（支援費制度）</p> <p>(1) 対象者 身体障害者、知的障害者、身体・知的障害児</p> <p>(2) サービスの内容 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・日常生活支援</p> <p>(3) 事業形態 指定事業者、基準該当事業者</p>	<p>1 ホームヘルパー派遣事業（支援費制度）</p> <p>(1) 対象者 身体障害者、知的障害者、身体・知的障害児</p> <p>(2) サービスの内容 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・日常生活支援</p> <p>(3) 事業形態 指定事業者、基準該当事業者</p>
<p>2 身体障害者手帳等申請用診断料給付事業</p> <p>(1) 対象者 身体に障害のある者又はその保護者で、身体障害者手帳の交付申請を行うもの（再認定も含む）</p> <p>(2) 助成額 限度額4,000円</p>	<p>2 身体障害者手帳等申請用診断料給付事業</p> <p>(1) 対象者 身体に障害のある者又はその保護者で、身体障害者手帳の交付申請を行うもの</p> <p>(2) 助成額 限度額5,000円</p>
<p>3 レスパイトサービス事業</p> <p>(1) 目的 介護者を一時的に介護から解放することにより心身回復を図る。</p> <p>(2) 対象者 在宅の知的障害児（者）</p> <p>(3) 事業内容 委託契約を締結した社会福祉施設等で短期入所を実施（2日以内の利用）</p> <p>(4) 実施施設 櫻ハウス</p>	<p>3 レスパイトサービス事業 実施していない。</p>
<p>4 障害児（者）生活サポート制度</p> <p>(1) 対象者 市内に住所を有する身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者等</p> <p>(2) 制度の内容 障害者に対する一時預かり、派遣による介護、外出介助等のサービスを市に登録した団体により提供。サービスを提供した団体に対し、補助金を交付する。</p>	<p>4 障害児（者）生活サポート制度</p> <p>(1) 対象者 身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者等</p> <p>(2) 制度の内容 障害者に対する一時預かり、派遣による介護、外出介助等のサービスを市に登録した団体が提供した場合、その費用を補助する。</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>(3) 補助額（利用者 1 人当たり） 1 時間当たりの利用料× 2/時間 （ただし、1,900 円を限度とする） 年間 150 時間限度</p>	<p>(3) 補助額（利用者 1 人当たり） 1 時間当たりの利用料× 2/時間 （ただし、1,900 円を限度とする） 年間 150 時間限度</p>
<p>5 心身障害者福祉手当</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 級、2 級、3 級の方 ・療育手帳④、A、B、C の方 <p>(2) 支給額（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5,000 円（身体障害者手帳 1 級又は 2 級。療育手帳④、A 又は B） ・2,500 円（身体障害者手帳 3 級、療育手帳 C） <p>(3) 支給月 3 月・9 月</p>	<p>5 心身障害者福祉手当</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 級、2 級の方 ・療育手帳④、A、B の方 <p>(2) 支給額（月額） 6,500 円</p> <p>(3) 支給月 3 月・9 月</p>
<p>6 特別障害者手当</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 級、2 級及び療育手帳④程度の障害が重複している方 ・一つの障害であっても前記の同程度の状態にある方 <p>(2) 支給額（月額） 26,520 円</p> <p>(3) 支給月 2 月・5 月・8 月・11 月</p>	<p>6 特別障害者手当</p> <p>(1) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1 級、2 級及び療育手帳④程度の障害が重複している方 ・一つの障害であっても前記の同程度の状態にある方 <p>(2) 支給額（月額） 26,520 円</p> <p>(3) 支給月 2 月・5 月・8 月・11 月</p>
<p>7 心身障害者相談員</p> <p>(1) 内容</p> <p>心身障害者等の家庭、生活等の問題及び更生援護相談に応じ、必要な助言及び指導を行う。</p> <p>(2) 相談員の配置状況</p> <p>各区支援課に専任の相談員 1 名を配置</p>	<p>7 心身障害者相談員</p> <p>実施していない。</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>8 紙おむつ給付事業 実施していない。</p>	<p>8 紙おむつ給付事業</p> <p>(1) 内容 在宅で紙おむつを使用している重度心身障害児(者)に紙おむつを支給。</p> <p>(2) 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1～2級 ・療育手帳 ㊤、A、B

議案第 25 号関係（児童福祉事業の取扱い）

現 況																																																	
さいたま市	岩槻市																																																
<p>1 保育時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">月～金</th> <th style="width: 50%;">土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規定保育時間</td> <td>8:30～17:00</td> <td>8:30～12:15</td> </tr> <tr> <td>開所時間</td> <td>7:30～18:30</td> <td>7:30～14:30</td> </tr> <tr> <td>延長保育時間</td> <td>18:30～19:30 (18:30～20:30) 4園のみ</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 保育料</p> <p>(1) 階層区分：10 階層</p> <p>(2) 年齢区分：「3 歳未満児」、「3 歳児」及び「4 歳以上児」の 3 区分</p> <p>(3) 最高限度額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">ア 3 歳未満児</td> <td style="text-align: right;">60,000 円</td> </tr> <tr> <td>イ 3 歳児</td> <td style="text-align: right;">29,000 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 4 歳以上児</td> <td style="text-align: right;">25,000 円</td> </tr> </table> <p>(4) 2 人以上の児童が入所している場合の保育料</p> <p style="padding-left: 20px;">1 人目が通常保育料、2 人目が通常保育料の 2 分の 1、3 人目以降が無料</p> <p>3 児童手当</p> <p>(1) 受給資格</p> <p style="padding-left: 20px;">6 歳義務教育就学前までの児童を養育している方で、前年の所得額が一定の制限以下である方に支給</p> <p>(2) 支給額（月額）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">第 1 子</td> <td style="text-align: right;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 子</td> <td style="text-align: right;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 子以降の児童 1 人につき</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> </table> <p>(3) 受給者数（平成 15 年度実績）</p> <p style="padding-left: 20px;">138,955 人（延べ人数）</p>	区分	月～金	土	規定保育時間	8:30～17:00	8:30～12:15	開所時間	7:30～18:30	7:30～14:30	延長保育時間	18:30～19:30 (18:30～20:30) 4園のみ	なし	ア 3 歳未満児	60,000 円	イ 3 歳児	29,000 円	ウ 4 歳以上児	25,000 円	第 1 子	5,000 円	第 2 子	5,000 円	第 3 子以降の児童 1 人につき	10,000 円	<p>1 保育時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 35%;">月～金</th> <th style="width: 50%;">土</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規定保育時間</td> <td>8:30～16:30</td> <td>8:30～12:00</td> </tr> <tr> <td>開所時間</td> <td>7:30～18:30</td> <td>7:30～13:30 (第 2 土曜日) 7:30～19:00 (第 2 土曜日以外)</td> </tr> <tr> <td>延長保育時間</td> <td>18:30～19:00</td> <td>12:00～13:30 (第 2 土曜日) 12:00～19:00 (第 2 土曜日以外)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 保育料</p> <p>(1) 階層区分：24 階層</p> <p>(2) 年齢区分：「3 歳未満児」、「3 歳児」及び「4 歳以上児」の 3 区分</p> <p>(3) 最高限度額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">ア 3 歳未満児</td> <td style="text-align: right;">57,600 円</td> </tr> <tr> <td>イ 3 歳児</td> <td style="text-align: right;">26,700 円</td> </tr> <tr> <td>ウ 4 歳以上児</td> <td style="text-align: right;">22,000 円</td> </tr> </table> <p>(4) 2 人以上の児童が入所している場合の保育料</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 子が通常保育料で、第 2 子以降が通常保育料から減額される</p> <p>3 児童手当</p> <p>(1) 受給資格</p> <p style="padding-left: 20px;">6 歳義務教育就学前までの児童を養育している方で、前年の所得額が一定の制限以下である方に支給</p> <p>(2) 支給額（月額）</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">第 1 子</td> <td style="text-align: right;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 子</td> <td style="text-align: right;">5,000 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 子以降の児童 1 人につき</td> <td style="text-align: right;">10,000 円</td> </tr> </table> <p>(3) 受給者数（平成 15 年度実績）</p> <p style="padding-left: 20px;">11,112 人（延べ人数）</p>	区分	月～金	土	規定保育時間	8:30～16:30	8:30～12:00	開所時間	7:30～18:30	7:30～13:30 (第 2 土曜日) 7:30～19:00 (第 2 土曜日以外)	延長保育時間	18:30～19:00	12:00～13:30 (第 2 土曜日) 12:00～19:00 (第 2 土曜日以外)	ア 3 歳未満児	57,600 円	イ 3 歳児	26,700 円	ウ 4 歳以上児	22,000 円	第 1 子	5,000 円	第 2 子	5,000 円	第 3 子以降の児童 1 人につき	10,000 円
区分	月～金	土																																															
規定保育時間	8:30～17:00	8:30～12:15																																															
開所時間	7:30～18:30	7:30～14:30																																															
延長保育時間	18:30～19:30 (18:30～20:30) 4園のみ	なし																																															
ア 3 歳未満児	60,000 円																																																
イ 3 歳児	29,000 円																																																
ウ 4 歳以上児	25,000 円																																																
第 1 子	5,000 円																																																
第 2 子	5,000 円																																																
第 3 子以降の児童 1 人につき	10,000 円																																																
区分	月～金	土																																															
規定保育時間	8:30～16:30	8:30～12:00																																															
開所時間	7:30～18:30	7:30～13:30 (第 2 土曜日) 7:30～19:00 (第 2 土曜日以外)																																															
延長保育時間	18:30～19:00	12:00～13:30 (第 2 土曜日) 12:00～19:00 (第 2 土曜日以外)																																															
ア 3 歳未満児	57,600 円																																																
イ 3 歳児	26,700 円																																																
ウ 4 歳以上児	22,000 円																																																
第 1 子	5,000 円																																																
第 2 子	5,000 円																																																
第 3 子以降の児童 1 人につき	10,000 円																																																

現 況																					
さいたま市	岩槻市																				
<p>4 児童扶養手当</p> <p>(1) 受給資格 父親のいない家庭や父親が一定の障害の状態にある家庭の児童について、児童を養育する母又は養育者に支給する。</p> <p>(2) 支給額（月額） 収入に応じて児童1人の場合は、9,880円から41,870円を支給 児童2人のときは5,000円を加算、3人目からは1人につき3,000円を加算して支給</p> <p>(3) 受給者数 4,775人</p> <p>5 放課後児童健全育成事業</p> <p>(1) 公設民営 ア 管理・運営：社会福祉事業団に委託 イ 対象：小学1年生～小学3年生 ウ 指導料（月額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税非課税世帯</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税課税世帯</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>前年分所得税課税世帯</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 民設民営 ア 対象：小学1年生～小学6年生 助成金の対象は、小学1年生～小学3年生 イ 指導料助成（月額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税非課税世帯</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税課税世帯</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>前年分所得税課税世帯</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他に、各施設に月額18,000円を上限に家賃、地代を補助</p>	区分	金額	生活保護法による被保護世帯	無料	前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税非課税世帯	無料	前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税課税世帯	2,000円	前年分所得税課税世帯	4,000円	区分	金額	生活保護法による被保護世帯	5,000円	前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税非課税世帯	5,000円	前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税課税世帯	3,000円	前年分所得税課税世帯	1,000円	<p>4 児童扶養手当</p> <p>(1) 受給資格 父親のいない家庭や父親が一定の障害の状態にある家庭の児童について、児童を養育する母又は養育者に支給する。</p> <p>(2) 支給額（月額） 収入に応じて児童1人の場合は、9,880円から41,870円を支給 児童2人のときは5,000円を加算、3人目からは1人につき3,000円を加算して支給</p> <p>(3) 受給者数 690人</p> <p>5 放課後児童健全育成事業</p> <p>(1) 公設民営 ア 管理・運営：保護者に委託 イ 対象：小学1年生～小学3年生 ウ 保育料（月額） 5,000円 保護者会会費として200円</p> <p>(2) 民設民営 実施していない。</p>
区分	金額																				
生活保護法による被保護世帯	無料																				
前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税非課税世帯	無料																				
前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税課税世帯	2,000円																				
前年分所得税課税世帯	4,000円																				
区分	金額																				
生活保護法による被保護世帯	5,000円																				
前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税非課税世帯	5,000円																				
前年分所得税非課税世帯 前年度分市町村民税課税世帯	3,000円																				
前年分所得税課税世帯	1,000円																				

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>6 家庭児童相談</p> <p>(1) 相談員</p> <p>ア 定数 9人</p> <p>イ 身分 非常勤特別職</p> <p>ウ 任期 1年</p> <p>エ 勤務日数 4日/週</p> <p>(2) 相談方法</p> <p>電話、来室、家庭訪問、出張相談</p>	<p>6 家庭児童相談</p> <p>(1) 相談員</p> <p>ア 定数 2人</p> <p>イ 身分 非常勤特別職</p> <p>ウ 任期 1年</p> <p>エ 勤務日数 3日/週</p> <p>(2) 相談方法</p> <p>電話、来室、家庭訪問</p>
<p>7 ひとり親家庭児童就学支度金</p> <p>(1) 対象</p> <p>市民税非課税世帯</p> <p>(2) 内容(平成16年度)</p> <p>小学校入学 5,000円</p> <p>中学校入学 15,000円</p>	<p>7 ひとり親家庭児童就学支度金</p> <p>県事業として、中学校に入学する児童を養育しているひとり親家庭に支給している。</p> <p>市は、受付事務のみを行っている。</p>
<p>8 ブックスタート事業</p> <p>(1) 内容</p> <p>乳児とその保護者に対し、図書館司書等により絵本の読み方をアドバイスし、絵本などの入ったブックスタートパックをプレゼントする。</p> <p>(2) 対象</p> <p>市内に住所を有する平成15年4月生まれ以降の4か月児健診の対象となる乳児</p>	<p>8 ブックスタート事業</p> <p>実施していない。</p>
<p>9 病児保育事業</p> <p>(1) 内容</p> <p>病気又は病気回復期のため、保育所での集団保育が困難な児童について、市の委託した医療機関の専用スペースで一時的に保育する。</p> <p>(2) 対象</p> <p>認可保育所に通所中の児童</p> <p>(3) 利用料(1日当たり)</p> <p>一般世帯 2,000円</p> <p>市民税のみ課税世帯 1,000円</p> <p>生活保護被保護及び所得税、市民税非課税世帯 0円</p> <p>(4) 定員</p> <p>1施設当たり 4人</p>	<p>9 病児保育事業</p> <p>実施していない。</p>

議案第 26 号関係（ごみ・し尿処理事業の取扱い）

現 況																															
さいたま市	岩槻市																														
<p>1 ごみ処理事業 （1）ごみの分別及び収集回数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">収集回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃えるごみ</td> <td>週 2 回</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>資源物 1 類 びん、かん、ペットボトル、食品包装プラスチック</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>資源物 2 類 新聞、雑誌類、ダンボール、牛乳パック、繊維、その他の紙</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>有害危険ごみ 蛍光管、乾電池、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライター</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ 最大の辺または径が 90 cm 以上 2 m 未満のもの</td> <td>戸別収集 直接搬入</td> </tr> </tbody> </table>	区分	収集回数	燃えるごみ	週 2 回	燃えないごみ	週 1 回	資源物 1 類 びん、かん、ペットボトル、食品包装プラスチック	週 1 回	資源物 2 類 新聞、雑誌類、ダンボール、牛乳パック、繊維、その他の紙	週 1 回	有害危険ごみ 蛍光管、乾電池、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライター	週 1 回	粗大ごみ 最大の辺または径が 90 cm 以上 2 m 未満のもの	戸別収集 直接搬入	<p>1 ごみ処理事業 （1）ごみの分別及び収集回数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">区分</th> <th style="width: 40%;">収集回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>週 2 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不燃ごみ</td> <td>金属、ガラス、陶器類</td> <td>月 2 回</td> </tr> <tr> <td>プラスチック類</td> <td>月 4 回</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ びん、かん、ペットボトル、新聞、雑誌類、ダンボール、繊維</td> <td>月 2 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有害危険ごみ 蛍光管、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、ライター 乾電池、水銀体温計</td> <td>年 3 回</td> </tr> <tr> <td>年 4 回</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ 1 辺が 50 cm 以上 2m 未満のもの</td> <td>戸別収集 直接搬入</td> </tr> </tbody> </table>	区分	収集回数	可燃ごみ	週 2 回	不燃ごみ	金属、ガラス、陶器類	月 2 回	プラスチック類	月 4 回	資源ごみ びん、かん、ペットボトル、新聞、雑誌類、ダンボール、繊維	月 2 回	有害危険ごみ 蛍光管、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、ライター 乾電池、水銀体温計	年 3 回	年 4 回	粗大ごみ 1 辺が 50 cm 以上 2m 未満のもの	戸別収集 直接搬入
区分	収集回数																														
燃えるごみ	週 2 回																														
燃えないごみ	週 1 回																														
資源物 1 類 びん、かん、ペットボトル、食品包装プラスチック	週 1 回																														
資源物 2 類 新聞、雑誌類、ダンボール、牛乳パック、繊維、その他の紙	週 1 回																														
有害危険ごみ 蛍光管、乾電池、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライター	週 1 回																														
粗大ごみ 最大の辺または径が 90 cm 以上 2 m 未満のもの	戸別収集 直接搬入																														
区分	収集回数																														
可燃ごみ	週 2 回																														
不燃ごみ	金属、ガラス、陶器類	月 2 回																													
	プラスチック類	月 4 回																													
資源ごみ びん、かん、ペットボトル、新聞、雑誌類、ダンボール、繊維	月 2 回																														
有害危険ごみ 蛍光管、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、ライター 乾電池、水銀体温計	年 3 回																														
	年 4 回																														
粗大ごみ 1 辺が 50 cm 以上 2m 未満のもの	戸別収集 直接搬入																														

現 況

さいたま市			岩槻市		
(2) 処理手数料			(2) 処理手数料		
区分	市が収集運搬・処分するもの	市が処分のみするもの	区分	市が収集運搬・処分するもの	市が処分のみするもの
普通世帯から排出するもの(搬入量1回に100kg以上から)	——	最初の10kgから10kgごとに20円	日常生活に伴って生じた比較的大型の固形廃棄物	10kgごとに100円	——
市が戸別収集するもの	500円/個	——	前記に規定する算出基準に実情がそぐわれないと市長が認めるとき	1㎡ごとに3,800円	——
市長が指定した適正処理困難物のうち規則で定める品目	1品につき2,000円を上限とし、品目別に規則で定める額	1品につき1,500円を上限とし、品目別に規則で定める額	市が戸別収集するもの	(制度無し)	——
事業活動に伴って生ずるもの	——	10kgごとに170円	事業活動に伴って生ずるもの	——	10kgごとに100円
死犬・猫等の死体	1,000円/頭	500円/頭	死犬・猫等の死体	100円/頭	——
(3) 処理業申請手数料			(3) 処理業申請手数料		
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	3,000円		一般廃棄物処理業許可申請手数料	2,000円	
一般廃棄物処分業許可申請手数料	3,000円				
(4) 資源物回収奨励金 「ごみ減量運動補助金」 自治会・PTAなどの非営利団体が回収した資源物1kgに対し5円を交付			(4) 資源物回収奨励金 「資源回収団体奨励金」 自治会・PTAなどの非営利団体が回収した資源物1kgに対し4円を交付		

現 況

さいたま市				岩槻市				
2 し尿処理事業 手数料				2 し尿処理事業 手数料				
区分	基準		金額	備考	区分	単位	金額	
普通世帯	世帯割	1世帯につき 月額	480円	1 別に市長が指定する改良便所を使用する世帯については、1世帯につき月額230円を加算して徴収する。 2 1歳未満は、除く。	普通世帯	世帯割	600円	
		人員割	1人につき 月額			230円	人員割	220円
	従量割	基本料	1回につき		480円	改良式便槽世帯	世帯割	740円
		従量割	36リットルにつき		230円		人員割	220円
事業所その他多数の者が利用する施設	基本料	1施設につき 月額	480円	臨時処理に限る。	従量世帯	会社、工場及び事業所、病院、飲食店、マーケット等不特定多数の者が出入りする世帯については、36リットルにつき320円		
		従量割	36リットルにつき			230円		
	従量割	基本料	1回につき			480円	臨時処理に限る。ただし、工事現場等の仮設便所は除く。	
		従量割	36リットルにつき			230円		

くみとり回数は、原則として20日に1回とする。

議案第27号関係(水道事業の取扱い)

現 況			
さいたま市		岩 槻 市	
1 水道料金 (1)基本料金 (1か月につき)		1 水道料金 (1)基本料金 (2か月につき)	
用途 水道メ-タ-口径	基本 水 量	金 額	
一 般 用	13mm	8m ³ まで	890円
	20mm		1,080円
	25mm		1,750円
	40mm		14,800円
	50mm		38,200円
	75mm		86,500円
	100mm		184,500円
	150mm		310,900円
	200mm		988,300円
共同住宅用	8m ³ に世帯 数を乗じて 得た水量ま で	890円に世帯数を 乗じて得た額	
公衆浴場用		1,750円	
プ ール 用	50mm	38,200円	
	75mm	86,500円	
	100mm	184,500円	
(2)従量料金 (1m ³ につき)		(2)従量料金 (1m ³ につき)	
用途 水道メ-タ-口径	水 量	金 額	
一 般 用	水道メ-タ- 口径25mm 以下	8m ³ を超え20m ³ までの分	175円
		20m ³ を超え30m ³ までの分	220円
		30m ³ を超える分	310円
	水道メ-タ- 口径40mm 以上	60m ³ までの分	310円
		60m ³ を超え500m ³ までの分	345円
		500m ³ を超える分	395円
共同住宅用	8m ³ に世帯数を乗じて 得た水量を超え20m ³ に 世帯数を乗じて得た水 量までの分	175円	
	20m ³ に世帯数を乗じて 得た水量を超え30m ³ に 世帯数を乗じて得た水 量までの分	220円	
	30m ³ に世帯数を乗じて 得た水量を超える分	310円	
公衆浴場用		175円	
プ-ール用		175円	
臨時給水		223円	
水道メ-タ- 口 径	基 本 水 量	金 額	
13mm	20m ³	1,840円	
20mm		2,020円	
25mm		3,740円	
30mm		5,620円	
40mm		10,160円	
50mm		15,840円	
75mm		36,120円	
100mm		64,260円	
150mm		145,020円	
水量		金 額	
20m ³ を超え40m ³ までの分		150円	
40m ³ を超え60m ³ までの分		185円	
60m ³ を超え80m ³ までの分		220円	
80m ³ を超え100m ³ までの分		260円	
100m ³ を超える分		285円	
浴場用 (20m ³ を超える分)		150円	
共用栓 (20m ³ を超える分)		150円	
臨時用 (20m ³ を超える分)		500円	
私設消火栓 実習用 1栓5分ごとに320円			

現 況

2 分担金

メーターの口径	さいたま市	岩槻市
13mm	84,000円	130,000円
20mm	105,000円	200,000円
25mm	525,000円	480,000円
30mm	-	710,000円
40mm	1,291,500円	1,260,000円
50mm	2,331,000円	1,970,000円
75mm	6,499,500円	4,470,000円
100mm	11,203,500円	7,930,000円
150mm	35,910,000円	17,860,000円
200mm	86,310,000円	-
250mm以上	86,310,000円に管理者が別に定めた額を加えた額	-

(消費税及び地方消費税を含む。)

議案第 28 号関係（下水道事業の取扱い）

現 況		
さいたま市		岩槻市
1 下水道使用料		1 下水道使用料
(1) 使用料体系（1か月につき）		(1) 使用料体系（2か月につき）
ア 一般（累進逓増制）		ア 一般（累進逓増制）
区分	汚水排水量（ m^3 ）	単価（円）
基本料金	1 から 10 まで	550
超過料金 （ $1 m^3$ につき）	10 を超え 30 まで	65
	30 を超え 50 まで	75
	50 を超え 100 まで	90
	100 を超え 200 まで	110
	200 を超え 500 まで	120
	500 を超え 1,000 まで	140
	1,000 を超え 5,000 まで	150
	5,000 を超えるもの	160
（使用料は、汚水排水量に応じて得た額を合算し、その額に 100 分の 105 を乗じて算定した額）		（使用料は、汚水排水量に応じ表の区分による基本使用料と超過使用料の合計額に 100 分の 105 を乗じて算定した額）
イ 公衆浴場（処理区域内） 1 m^3 につき 18 円を乗じて得た額に 100 分の 105 を乗じて算定した額		イ 公衆浴場（処理区域内） 1 m^3 につき 60 円を乗じて得た額に 100 分の 105 を乗じて算定した額
ウ 水道水以外の使用（一般家庭） 1 人につき 1 か月 6 m^3 とする。 水道水と水道水以外の水を併用した場合の水の使用料は、井水等使用水量から併用水道使用水量を減じて得た水量とする。		ウ 井戸水等使用（一般家庭） 1 世帯 4 人までは 2 か月 40 m^3 とし、1 人増すごとに 10 m^3 を加える。 水道水との併用使用規定なし
2 下水道受益者負担金		2 下水道受益者負担金
(1) 負担区	第 1 負担区～第 26 負担区	(1) 負担区 第 1 負担区～第 7 負担区
(2) 徴収方法	20 回（年 4 回×5 年）	(2) 徴収方法 3 回（年 1 回×3 年）
(3) 納 期	6 月、9 月、12 月、3 月	(3) 納 期 1 1 月
(4) 前納報奨金	2%（最低）～20%（最高）	(4) 前納報奨金 なし
(5) 徴収猶予	農地 2 年（再猶予なし） 生産緑地指定農地 生産緑地法第 10 条の規定による買取の申出を行うまでの期間	(5) 徴収猶予 農地 5 年（再猶予 2 年） 生産緑地指定農地 30 年以内

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>3 私道内排水設備布設工事費補助金</p> <p>(1) 交付対象 私道に排水設備を設置する者</p> <p>(2) 補助額 排水設備工事費等に要する経費として市長が認定する額</p> <p>4 水洗便所設備資金貸付金</p> <p>(1) 貸付対象 公共下水道処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造する工事</p> <p>(2) 貸付限度額 50万円</p> <p>(3) 貸付利子 無利子</p> <p>(4) 償還方法 貸し付けた月の翌月から36月以内の月賦償還</p> <p>(5) 延滞利息 7.3%</p>	<p>3 私道内排水設備布設工事費補助金</p> <p>(1) 交付対象 なし ただし、複数者による申請がある場合は、公費で市が施工する。</p> <p>(2) 補助額 なし</p> <p>4 水洗便所設備資金融資あっせん</p> <p>(1) あっせん対象 公共下水道処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造する工事</p> <p>(2) 融資あっせん限度額 1件50万円まで ただし、1所有者につき4件まで</p> <p>(3) 利子補給 年利5%を超える部分に相当する額を利子補給</p> <p>(4) 融資あっせんの条件 融資あっせんを受けた月の翌月から36月以内の月賦償還</p>

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 広報広聴事業）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 テレビ広報・ラジオ広報 (1) テレビ広報 テレビ埼玉：毎月 2 本（再放送を含み 4 本）15 分番組を放映する。 放映曜日は、第 2、第 4 土曜日（再放送は翌日曜日）</p> <p>(2) ラジオ広報 FM NACK5 を通して、イベント情報など毎週 1 回 60 秒のスポット広告を放送する。</p> <p>2 「市報さいたま」の発行 発行日：毎月 1 回 1 日発行 発行部数：466,000 部（全戸配布） 発行方法：配布業者による宅配 体裁：A4 版 2 色刷 36 頁（一部カラー） （そのうち 4 頁を区版とし計 10 種類を発行） 点字版広報：82 人に発行 テープ版広報：136 人に発行</p> <p>3 広報刊行物 (1) 市勢要覧 市の歴史・観光、各種施策などを PR するため発行する。A4 版カラー約 60 頁 4,000 部 来訪者及び希望者配布 （平成 16 年度版）</p> <p>(2) ガイドブック（ハローマイタウン） 市民生活に密着した行政サービス情報紙を発行する。A4 版 2 色刷（一部カラー）30,000 部 転入者へ配布 （平成 16 年度版）</p> <p>(3) ガイドマップ 市全域の案内地図を発行する。 A1 版 8 つ折り両面カラー 50,000 部発行 転入者へ配布 （平成 16 年度版）</p>	<p>1 テレビ広報・ラジオ広報 (1) テレビ広報 実施していない。</p> <p>(2) ラジオ広報 実施していない。</p> <p>2 「広報いわつき」の発行 発行日：毎月 1 回 1 日発行 発行部数：38,500 部（全戸配布） 発行方法：自治会を通じて配布 体裁：A4 版 2 色刷 24～30 頁（一部カラー） 点字版広報：なし テープ版広報：18 人に発行</p> <p>3 広報刊行物 (1) 市勢要覧 市の歴史・観光、各種施策などを PR するため発行する。A4 版カラー約 50 頁 1,000 部 来訪者及び希望者配布 （平成 16 年度版）</p> <p>(2) ガイドブック 実施していない。</p> <p>(3) ガイドマップ 市全域の案内地図を発行する。 A1 版 8 つ折り両面カラー 20,000 部 転入市民及び希望者配布 （平成 14 年度版） 平成 15・16 年度版は作成していない。</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>4 テレホンガイド 目的：生活様式の変化に対応して電話・FAXにより 24 時間市政情報を提供する。 内容：市民生活に密着した情報、約 300 項目を選定 システム：音声及びFAXによる自動応答</p> <p>5 市民提案制度 目的：市民の市政に対する意見・要望等を聴くことにより、適正な市政の推進と市民参加意識の促進を図る。 受付方法：専用の提案用紙、ファクシミリ、インターネットにより提案を受け付ける。 平成 15 年度受理実績 提案用紙 1,129 通 インターネット 344 通 ファクシミリ 14 通 その他 9 通 合計 1,496 通</p>	<p>4 テレホンガイド 目的：生活様式の変化に対応して電話・FAXにより 24 時間市政情報を提供する。 内容：市民生活に密着した情報、227 項目を選定 システム：音声及びFAXによる自動応答</p> <p>5 市民提案制度 目的：市政に対する意見・要望を受け付け、調査・検討し回答する。 受付方法：専用のハガキ、インターネット、テレホンガイドへの入力により提案を受け付ける。 平成 15 年度受理実績 ハガキ 105 通 インターネット 14 通 テレホンガイド 0 合計 119 通</p>

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - コミュニティ施策）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 自治会の運営に対する支援</p> <p>(1) 目的 市民との協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティ組織である自治会の活動に対し、支援・協力を行う。</p> <p>(2) 自治会数 691 団体(法人化自治会 52 団体) (平成 16 年 4 月 1 日現在)</p> <p>(3) 内容 ア自治会運営に対する補助金交付 イ集会施設等の整備に対する補助金の交付 ウ自治会の法人化に対する認可及び証明書の交付</p> <p>2 自治会連合会の運営に対する支援</p> <p>(1) 目的 単位自治会相互の連絡強調及びコミュニティ活動を展開している自治会連合会の支援を行うことにより、市民相互のふれあい及び連帯感のある明るく住みよい地域社会の形成を推進する。</p> <p>(2) 名称 「さいたま市自治会連合会」</p> <p>(3) 内容 ア自治会連合会の運営に対する補助金交付 イ情報提供及び自治会連合会運営に対する相談 ウ各種事業に対する支援</p> <p>3 区民会議</p> <p>(1) 目的 区民会議は、区民が主体となって、区と区民との協働、区の特徴・特性を活かした魅力あふれるまちづくりを行うとともに、区政に広く区民の意見を反映させることを目的とする。</p> <p>(2) 委員数 各区 20 人</p> <p>(3) 任 期 2 年</p>	<p>1 自治会の運営に対する支援</p> <p>(1) 目的 コミュニティ活動と振興の育成を図るため、自治会の活動に対し、支援・協力を行う。</p> <p>(2) 自治会数 144 団体(法人化自治会 2 団体) (平成 16 年 4 月 1 日現在)</p> <p>(3) 内容 ア自治会運営に対する補助金交付 イ集会施設等の整備に対する補助金の交付 ウ自治会の法人化に対する認可及び証明書の交付</p> <p>2 自治会連合会の運営に対する支援</p> <p>(1) 目的 自治会相互の連絡及びその健全なる発達を図り、もって住民の福祉の増進及び市の発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 名称 「岩槻市自治会長会」</p> <p>(3) 内容 ア自治会長会の運営に対する補助金交付 イ情報提供及び自治会長会運営に対する相談 ウ各種事業に対する支援</p> <p>3 区民会議 実施していない。</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>(4) 活動内容 ア提案された諸課題について協議及び政策の提言 イ区民と行政の協働による魅力あるまちづくりのための活動 ウその他、区の健全な発展に寄与する活動</p> <p>4 コミュニティ施設の提供</p> <p>(1) 利用受付 公共施設予約システムにて3か月前に予約抽選を行い、その後各コミュニティ施設にて手続を行う。一部、システムが導入されていないコミュニティ施設と対象外となっている施設は、規則に定める期間前の月の初日に直接各コミュニティ施設にて抽選から手続まで行う。</p> <p>(2) 利用区分 ア 9:00～12:00 イ 13:00～17:00 ウ 18:00～21:30</p> <p>(3) コミュニティ施設 東大宮コミュニティセンター、七里コミュニティセンター、宮原コミュニティセンター、馬宮コミュニティセンター、西部文化センター、大宮工房館 他7館</p>	<p>4 コミュニティ施設の提供</p> <p>(1) 利用受付 利用する日の3か月前</p> <p>(2) 利用区分 ア 9:00～12:00 イ 13:00～17:00 ウ 17:30～21:30</p> <p>(3) コミュニティ施設 コミュニティセンターいわつき、岩槻駅東口コミュニティセンター、複合施設ふれあいプラザ</p>

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 情報公開事業）

現 況																																	
さいたま市	岩槻市																																
<p>1 情報公開制度推進事業</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 情報公開制度及び個人情報保護制度を実施し、開かれた市政の推進並びに個人の権利利益の保護を図る。</p> <p>イ 区役所の情報公開コーナーに各種行政資料を配架し、市民への情報提供の充実に努める。</p> <p>ウ 審議会等の会議の公開を推進する。</p> <p>(2) 公開請求権の保障</p> <p>ア 実施機関 市の全ての機関</p> <p>イ 対象となる情報 文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスク等</p> <p>ウ 公開請求できる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所がある方 ・市内に事務所、事業所を持っている方 ・市内に通勤、通学している方 ・公開を必要とする理由を明示する方 <p>(3) 平成 15 年度の運営状況</p> <table border="1"> <tr> <td>行政情報公開請求（申出）</td> <td>449 件</td> </tr> <tr> <td>個人情報開示等請求</td> <td>64 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">情報公開コーナー運営状況</td> <td>利用人数</td> <td>95,195 人</td> </tr> <tr> <td>刊行物配架数</td> <td>231 冊</td> </tr> <tr> <td>有償刊行物頒布数</td> <td>593 冊</td> </tr> <tr> <td>有償刊行物頒布額</td> <td>436,577 円</td> </tr> <tr> <td>貸出冊数</td> <td>657 冊</td> </tr> <tr> <td>コピー機利用枚数</td> <td>118,220 枚</td> </tr> </table>	行政情報公開請求（申出）	449 件	個人情報開示等請求	64 件	情報公開コーナー運営状況	利用人数	95,195 人	刊行物配架数	231 冊	有償刊行物頒布数	593 冊	有償刊行物頒布額	436,577 円	貸出冊数	657 冊	コピー機利用枚数	118,220 枚	<p>1 情報公開制度推進事業</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 情報公開制度及び個人情報保護制度を実施し、開かれた市政の推進並びに個人の権利の保護を図る。</p> <p>イ 市役所の情報公開コーナーに各種行政資料を配架し、市民への情報の充実に努める。</p> <p>ウ 審議会等の会議の公開を推進する。</p> <p>(2) 公開請求権の保障</p> <p>ア 実施機関 市の全ての機関</p> <p>イ 対象となる情報 文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録</p> <p>ウ 公開請求できる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所がある方 ・市内に事業所を持っている方 ・市内に通勤、通学している方 ・実施機関が行う事務事業に利害を持っている方 <p>(3) 平成 15 年度の運営状況</p> <table border="1"> <tr> <td>行政情報公開請求（申出）</td> <td>54 件</td> </tr> <tr> <td>個人情報開示等請求</td> <td>102 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">情報公開コーナー運営状況</td> <td>利用人数</td> <td>758 人</td> </tr> <tr> <td>行政資料配架数</td> <td>65 種</td> </tr> <tr> <td>有償刊行物頒布</td> <td>45 種</td> </tr> <tr> <td>貸出冊数</td> <td>貸出しなし</td> </tr> <tr> <td>コピー機利用枚数</td> <td>1,599 枚</td> </tr> </table>	行政情報公開請求（申出）	54 件	個人情報開示等請求	102 件	情報公開コーナー運営状況	利用人数	758 人	行政資料配架数	65 種	有償刊行物頒布	45 種	貸出冊数	貸出しなし	コピー機利用枚数	1,599 枚
行政情報公開請求（申出）	449 件																																
個人情報開示等請求	64 件																																
情報公開コーナー運営状況	利用人数	95,195 人																															
	刊行物配架数	231 冊																															
	有償刊行物頒布数	593 冊																															
	有償刊行物頒布額	436,577 円																															
	貸出冊数	657 冊																															
コピー機利用枚数	118,220 枚																																
行政情報公開請求（申出）	54 件																																
個人情報開示等請求	102 件																																
情報公開コーナー運営状況	利用人数	758 人																															
	行政資料配架数	65 種																															
	有償刊行物頒布	45 種																															
	貸出冊数	貸出しなし																															
	コピー機利用枚数	1,599 枚																															

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 消防業務）

現 況																													
さいたま市	岩槻市																												
<p>1 火災等出動計画</p> <p>(1) 目的 火災等の発生又は発生の恐れのある場合に、消防部隊を効率的に運用するために必要な事項を計画し、火災等による被害の軽減を図る。</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 火災等出場要綱を制定</p> <p>イ 災害の種別を 15 区分とし、種別ごとに部隊編成を計画</p> <p>ウ 災害現場直近の署所から出場させる直近方式</p> <p>2 消防水利の整備計画 火災等災害発生時、有効な消防活動を行うため、年次計画に基づき消防水利の整備強化を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火栓</td> <td>60 基</td> <td>100 基</td> <td>100 基</td> </tr> <tr> <td>防火水槽 (40 m³)</td> <td>5 基</td> <td>5 基</td> <td>5 基</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 消防緊急情報システム</p> <p>(1) 目的 最新のコンピュータと高度通信技術を活用し、災害地点の確認、消防署所への出動指令にいたるまで、迅速かつ効率的に情報を処理することを目的とする。</p> <p>(2) システムの形式等</p> <p>ア 消防緊急情報システム政令市型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指令台 12 台 ・指揮台 1 台 ・無線統制台 1 台 <p>イ コンピュータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防指令管制システム ・消防支援情報システム 	区 分	15 年度	16 年度	17 年度	消火栓	60 基	100 基	100 基	防火水槽 (40 m ³)	5 基	5 基	5 基	<p>1 火災等出動計画</p> <p>(1) 目的 火災等の発生又は発生の恐れのある場合に、消防部隊を効率的に運用するために必要な事項を計画し、火災等による被害の軽減を図る。</p> <p>(2) 内容</p> <p>ア 火災出動要綱を制定</p> <p>イ 岩槻市内を北エリア、南エリアに区分</p> <p>ウ 災害現場直近の署所から出場させる直近方式</p> <p>2 消防水利の整備計画 岩槻市内全域を対象として岩槻市消防水利の年次別整備計画に基づき設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>15 年度</th> <th>16 年度</th> <th>17 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火栓</td> <td>8 基</td> <td>8 基</td> <td>8 基</td> </tr> <tr> <td>耐震性貯水 槽(60 m³)</td> <td>2 基</td> <td>2 基</td> <td>2 基</td> </tr> <tr> <td>可般ポンプ</td> <td>2 基</td> <td>2 基</td> <td>2 基</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 消防緊急情報システム</p> <p>(1) 目的 災害通報の受付、出動指令及び現場活動支援等災害発生から終了まで複雑な情報処理を円滑に行い、災害が発生した場合に迅速的確に対応することを目的とする。</p> <p>(2) システムの形式等</p> <p>ア 消防緊急情報システム自治省 型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指令台 2 台 ・指揮台 1 台 ・無線統制台 1 台 <p>イ コンピュータ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防指令管制システム 	区 分	15 年度	16 年度	17 年度	消火栓	8 基	8 基	8 基	耐震性貯水 槽(60 m ³)	2 基	2 基	2 基	可般ポンプ	2 基	2 基	2 基
区 分	15 年度	16 年度	17 年度																										
消火栓	60 基	100 基	100 基																										
防火水槽 (40 m ³)	5 基	5 基	5 基																										
区 分	15 年度	16 年度	17 年度																										
消火栓	8 基	8 基	8 基																										
耐震性貯水 槽(60 m ³)	2 基	2 基	2 基																										
可般ポンプ	2 基	2 基	2 基																										

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>4 女性消防隊</p> <p>(1) 目的 一般家庭からの出火防止及び火災予防普及啓発を図り、火災その他の被害の防止及び軽減を図る。</p> <p>(2) 名称 さいたま市女性消防隊</p> <p>(3) 組織 1 隊 4 分隊 33 人 (平成 16 年 4 月 1 日現在)</p> <p>(4) 活動内容 家庭、地域の防火思想の普及、初期消火技術の習得、火災予防運動期間中の広報、各種研修会への出席</p>	<p>4 女性消防隊 実施していない。</p>

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 防災事業）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 地域防災計画</p> <p>(1) 防災対策の大綱</p> <p>ア 総合的な防災計画の策定</p> <p>イ 総合的な震災対策の推進</p> <p>ウ 総合的な治水対策の推進</p> <p>エ 災害時に即応できる防災体制の整備</p> <p>オ 行政と市民による防災体制の推進</p> <p>(2) 計画の構成</p> <p>ア 総論</p> <p>イ 震災対策計画</p> <p>ウ 風水害対策計画</p> <p>エ 大規模事故等災害対策計画</p> <p>オ 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画</p> <p>2 総合防災訓練</p> <p>(1) 八都県市合同防災訓練</p> <p>防災の日（9月1日）に、首都圏の県都及び政令指定都市で合同防災訓練を実施する。</p> <p>(2) 区防災訓練</p> <p>各区において、地域住民を主体とした防災訓練を実施し、防災体制の強化を図るとともに、区及び住民の連携を密にして地域の防災意識高揚を図る。</p> <p>(3) 避難場所運営</p> <p>市内 161 か所の避難場所に、近隣に居住の職員 5 人を配置し、施設と避難場所の利用方法等について協議を行う。</p> <p>3 自主防災組織の育成</p> <p>(1) 目的</p> <p>自主防災組織の結成促進・育成強化を推進し、防災体制の万全を期すことを目的に設置する。</p> <p>(2) 構成</p> <p>さいたま市自主防災組織連絡協議会 単位自主防災組織 485 組織 （平成 16 年 3 月 31 日現在）</p>	<p>1 地域防災計画</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 災害に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災面と都市整備の連担性の強化 ・自主防災組織の組織化と強化 <p>イ 水災害に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体系的な整備体制の確保 ・総合的治水整備の推進 <p>(2) 計画の構成</p> <p>ア 総則（震災編・風水害編）</p> <p>イ 災害予防計画（震災編・風水害編）</p> <p>ウ 災害応急対策計画（震災編・風水害編）</p> <p>エ 災害復旧計画（震災編・風水害編）</p> <p>2 総合防災訓練</p> <p>各地区において、自主防災組織を主体とした防災訓練を実施し、自主防災組織の充実と防災体制の強化を図る。</p> <p>3 自主防災組織の育成</p> <p>(1) 目的</p> <p>災害に強いまちづくりを目指して、各自治会に自主防災組織の結成を推進するとともに自主防災組織の充実・強化を図る。</p> <p>(2) 構成</p> <p>自治会単位の自主防災組織 103 組織 （平成 16 年 3 月 31 日現在）</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
(3) 補助金等 ア 運営助成金 イ 防災訓練助成金 ウ 防災資機材購入費用補助 エ 井戸の水質検査費用補助	(3) 補助金 ア 設立補助金 イ 防災訓練補助金 ウ 防災資器材購入補助金

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 男女共同参画事業）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 さいたま市男女共同参画基本計画 男女共同参画のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、市民、事業者、行政の協働指針とする。 平成 15 年度策定 実施計画期間 平成 16 年度～平成 20 年度</p> <p>2 情報誌「You & Me ～夢～」の発行 発行：年 2 回 部数：445,000 部 配布：業者委託 配布先：市内全戸、公共施設、小中学校、高等学校など</p> <p>3 女性登用の推進 各種審議会、委員会等への積極的な登用を全庁的に推進。選任にあたって女性人材リストを活用 平成 15 年度策定の男女共同参画基本計画で目標値を設定し、推進する。</p> <p>4 男女共同参画啓発イベント 「女・男フェスタさいたま」の開催 目的：男女共同参画社会の実現に向け、理解と意識の高揚を図る。 内容：講演会、ワークショップ、展示等 開催：年 1 回 企画及び運営は、さいたま市男女共生推進団体連絡協議会が行う。</p>	<p>1 第 2 次いわつき男女共同参画プラン 男女共同参画社会の形成を目指し、基本理念や施策の方向性を示す。 実施計画期間 平成 13 年度～平成 17 年度</p> <p>2 情報誌「クレヨン」の発行 発行：年 2 回 部数：37,000 部 配布：自治会を通じて配布 配布先：市内全戸</p> <p>3 女性登用の推進 審議会等の女性委員の登用率を調査</p> <p>4 男女共同参画啓発イベント 「男女共同参画フォーラム」の開催 目的：男女共同参画社会の形成を目指し市民の意識啓発を図る。 内容：講演会、アトラクション、展示等 開催：年 1 回 企画及び運営は、市民応募による実行委員会が行う。</p>

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 市民窓口業務）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 戸籍受付事務 区民課、支所の窓口で受け付けし、審査後受理する。</p> <p>2 郵便局証明発行事務 市内普通・特定郵便局 66 か所で行っている。</p> <p>(1) 取扱証明 戸籍全部・個人事項証明、戸籍の附表の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書、外国人登録記載事項証明書、税関係諸証明</p> <p>(2) 発行方法 申請書受付 区役所区民課または税務課へ申請書 FAX 証明書出力 郵便局へ証明書 FAX 交付</p> <p>3 戸籍（除籍）謄抄本・証明書交付事務 区民課、支所、市民の窓口、郵便局（66 か所）、埼玉県情報センター新宿で取り扱う。</p> <p>4 窓口の開設時間 (1) 区役所区民課、大宮駅支所を除く支所、3 か所の市民の窓口 月曜～金曜 8 時 30 分～17 時 (2) 大宮駅支所及び駅に隣接する 6 か所の市民の窓口 月曜～金曜 8 時 30 分～19 時</p> <p>5 自動交付機による証明書交付事務 暗証番号を登録したさいたま市民カード（印鑑登録証）を利用することにより、次の証明書の交付を受けることができる。 印鑑登録証明書・住民票の写し・外国人登録原票記載証明書・課税証明書・所得証明書・納税証明書</p>	<p>1 戸籍受付事務 窓口で審査後、市民課で一括処理する。</p> <p>2 郵便局証明発行事務 実施していない。</p> <p>3 戸籍（除籍）謄抄本・証明書交付事務 市民課、市民サービスコーナー（4 か所）、取次所（豊春駅 渋谷商店）、埼玉県情報センター新宿で取り扱う。</p> <p>4 窓口の開設時間 (1) 市民課 月曜～金曜 8 時 30 分～17 時 (2) 市民サービスコーナー（岩槻駅東口、東岩槻） 月曜～土曜 8 時 30 分～17 時 （ただし、岩槻駅東口市民サービスコーナーについては月曜～金曜までは、19 時まで開庁） (3) 市民サービスコーナー（和土、慈恩寺） 火曜～金曜 8 時 30 分～17 時</p> <p>5 自動交付機による証明書交付事務 実施していない。</p>

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 文化振興事業）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 さいたま市美術展覧会 目 的：市民の美術思想の普及と創造的表現力の開発を図り、もって市文化の向上に寄与する。 主 催：さいたま市美術展覧会実行委員会 後 援：さいたま市・さいたま市教育委員会 会 場：埼玉県立近代美術館 うらわ美術館 内 容：日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真の 6 部門で選考のうえ展示 期 日：第 3 回さいたま市美術展覧会 平成 16 年 10 月 24 日（日） ～ 10 月 30 日（土）の 6 日間 月曜日休会 展示作品数：6 部門 1,200 点程度 観客数：6 日間（2 会場）で約 10,000 人</p> <p>2 こども文化祭 目 的：市内で活動している子どもを中心としたグループへ発表の場を提供し、明日の文化を担う子どもたちを育てる。 主 催：こども文化祭実行委員会 後 援：さいたま市・さいたま市教育委員会 内 容：プラザイーストにおいて、子どもを中心とした、太鼓・日本舞踊・お囃子・琴のグループの発表会 期 日：平成 16 年 11 月 20 日（土） 主演団体：太鼓、日本舞踊、お囃子、琴など 12 団体程度</p> <p>3 文芸誌の発行 目 的：市民の文芸創作活動を促すとともに、優れた作品を市民に提供し、本市における文芸活動の普及向上を図る。 主 催：さいたま市教育委員会 さいたま市民文芸運営委員会 内 容：「詩」「短歌」「俳句」「川柳」「小説・随筆・評論」の 5 部門で市民から作品を募集し、選考のうえ掲載する。</p>	<p>1 岩槻市美術展覧会 目 的：広く市民の美術活動の普及を図り、市民文化の向上に寄与する 主 催：岩槻市・岩槻市教育委員会 岩槻市美術展覧会運営委員会 会 場：ワッツコミュニティセンター 内 容：日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真の 6 部門の展示 期 日：第 7 回岩槻市美術展覧会 平成 16 年 9 月 12 日（日） ～ 9 月 19 日（日）の 8 日間 展示作品数：6 部門 220 点程度 観客数：8 日間で 2,000～2,500 人</p> <p>2 こども文化祭 実施していない。</p> <p>3 文芸誌の発行 実施していない。</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>応募状況：平成 15 年度（さいたま市民文芸・第 2 号）537 人から 2,353 作品の応募があり、535 人 2,144 作品を掲載</p> <p>4 公民館絵画グループ展 目的：公民館で活動する絵画グループに発表の場を提供し、芸術活動の支援を図る。 主催：さいたま市教育委員会 会場：さいたま市文化センター 会期：J R 京浜東北線、高崎線を機軸とし、東部の公民館を前期、西部を後期とする。 展示作品数：約 80 グループから 800 点程度</p> <p>5 自主文化事業 目的：市民文化の向上と福祉の増進 内容：さいたま市文化振興事業団が芸術性に優れた催しを廉価にて提供 実績（平成 15 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市文化センター 47 事業 ・さいたま市民会館うらわ 4 事業 ・さいたま市民会館おおみや 3 事業 ・プラザイースト 42 事業 ・恭慶館 7 事業 ・氷川の杜文化館 9 事業 <p>6 公共施設予約システムによる文化関係施設の提供 インターネットを通じて、市内公共施設に設置された市民開放端末や自宅のパソコン等により文化関係施設の空き情報の照会や予約申込を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き情報の照会 さいたま市文化センター、プラザイースト、さいたま市民会館うらわ、さいたま市民会館おおみや、恭慶館及び氷川の杜文化館の 6 施設 ・予約申込 さいたま市民会館うらわ・おおみや、恭慶館及び氷川の杜文化館の 4 施設 	<p>4 公民館絵画グループ展 実施していない。</p> <p>5 自主文化事業 実施していない。</p> <p>平成 15 年度 市民の文化・芸術意識の醸成を目的に、平成 15 年 5 月にリニューアルオープンしたワッツ西館の紹介を兼ねた記念事業として「市民コンサート」及び「市収蔵絵画展」を開催</p> <p>6 公共施設予約システムによる文化関係施設の提供 実施していない。</p>

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 環境対策事業）

現 況																									
さいたま市	岩槻市																								
<p>1 合併処理浄化槽設置整備事業補助</p> <p>(1) 公共下水道認可区域外で流域下水道認可区域外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 人槽</td> <td>354 千円</td> </tr> <tr> <td>7 人槽</td> <td>450 千円</td> </tr> <tr> <td>10 人槽</td> <td>800 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公共下水道認可区域外で流域下水道認可区域内</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 人槽</td> <td>118 千円</td> </tr> <tr> <td>7 人槽</td> <td>150 千円</td> </tr> <tr> <td>10 人槽</td> <td>266 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 大気監視</p> <p>(1) 環境大気調査</p> <p>ア 降下ばいじん調査(テホジツゲージ法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地点数 8 地点 ・測定項目 イオン類・金属類 ・測定回数等 1 か月通しサンプリング (12 か月) <p>イ 二酸化窒素(ガスパック法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地点数 24 地点 ・測定項目 二酸化窒素 ・測定回数等 1 か月通しサンプリング (12 か月) <p>(2) 自動車排ガス調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地点数 9 地点 ・測定項目 粉じん量・金属類 二酸化窒素(ガスパック) ・調査回数等 1 回 / 年 <p>3 騒音・振動監視</p> <p>(1) 道路交通騒音・振動調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地点数 主要 15 路線・15 地点 1 週間測定 <p>(2) 鉄道騒音・振動調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地点数 4 地点〔新幹線〕 2 地点〔武蔵野線〕 <p>(3) 苦情に係る騒音・振動調査</p> <p>苦情受付ごとに測定調査</p>	区 分	補助額	5 人槽	354 千円	7 人槽	450 千円	10 人槽	800 千円	区 分	補助額	5 人槽	118 千円	7 人槽	150 千円	10 人槽	266 千円	<p>1 合併処理浄化槽設置整備事業補助</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 人槽</td> <td>354 千円</td> </tr> <tr> <td>6～7 人槽</td> <td>411 千円</td> </tr> <tr> <td>8～10 人槽</td> <td>519 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>国庫補助：3分の1 県補助：1 基当たり 80 千円</p> <p>2 大気監視</p> <p>(1) 簡易測定(フィルターパッチ法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地点数 10 地点 ・測定回数等 毎月実施 年 12 回 <p>(2) 光化学スモッグ対策</p> <p>公共施設等に看板の設置を依頼 (33 施設) 5 月～9 月まで休日当番体制</p> <p>3 騒音・振動監視</p> <p>(1) 自動車騒音・道路交通振動・交通量調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地点数 市内 2 道路・2 地点 年 1 回実施 <p>(2) 環境騒音調査</p> <p>実施していない。</p>	区 分	補助額	5 人槽	354 千円	6～7 人槽	411 千円	8～10 人槽	519 千円
区 分	補助額																								
5 人槽	354 千円																								
7 人槽	450 千円																								
10 人槽	800 千円																								
区 分	補助額																								
5 人槽	118 千円																								
7 人槽	150 千円																								
10 人槽	266 千円																								
区 分	補助額																								
5 人槽	354 千円																								
6～7 人槽	411 千円																								
8～10 人槽	519 千円																								

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>4 河川調査 県が定めた「公共用水域及の水質測定計画」の地点及び本市で独自に設定した補足地点における主要河川の水質汚濁状況の調査 ・地点数 9 河川 19 地点 (月 1 回)</p> <p>5 生活排水調査 生活排水対策を推進するため生活排水等による水質汚濁状況の調査 ・地点数 10 河川 11 地点 (隔月)</p>	<p>4 河川調査 県が定めた「公共用水域及の水質測定計画」の地点及び本市で独自に設定した補足地点における主要河川の水質汚濁状況の調査 ・地点数 2 河川 10 地点 (月 1 回)</p> <p>5 生活排水調査 実施していない。</p>

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 交通対策事業）

現 況																															
さいたま市	岩槻市																														
<p>1 交通安全教室</p> <p>(1) 内容 市の交通教育指導員と警察署とが協力し、小・中学校、幼稚園・保育園、自治会、老人会等において交通安全教室を実施</p> <p>(2) 平成 15 年度実績</p> <table border="1"> <tr> <td>幼稚園、保育園</td> <td>9 回</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>66 回</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>老人会等</td> <td>15 回</td> </tr> </table> <p>2 交通指導員制度</p> <p>(1) 内容 ア 児童・生徒の登校時の安全の確保と交通指導 イ 各種交通安全啓発活動 ウ 行事・催し等の交通整理</p> <p>(2) 指導員数（平成 16 年 4 月 1 日現在） 150 人（市長委嘱）</p> <p>3 放置自転車対策事業</p> <p>(1) 内容 駅周辺 33 か所の自転車放置禁止区域において、放置自転車の巡回、警告、撤去を業者委託で実施</p> <p>(2) 保管 2 か月間</p> <p>(3) 撤去手数料 1,000 円</p> <p>(4) 撤去等処理状況（平成 15 年度実績） 単位：台</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤去</th> <th>返還</th> <th>再生整備</th> <th>処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51,273</td> <td>26,074</td> <td>1,883</td> <td>22,762</td> </tr> </tbody> </table>	幼稚園、保育園	9 回	小学校	66 回	中学校	1 回	老人会等	15 回	撤去	返還	再生整備	処分	51,273	26,074	1,883	22,762	<p>1 交通安全教室</p> <p>(1) 内容 幼児、児童、生徒等を対象に警察と共同して交通安全教室を実施</p> <p>(2) 平成 15 年度実績</p> <table border="1"> <tr> <td>幼 児</td> <td>5 回</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>11 回</td> </tr> <tr> <td>保護者</td> <td>11 回</td> </tr> </table> <p>2 交通指導員制度</p> <p>(1) 内容 ア 児童・生徒の登下校時の安全の確保と交通安全指導 イ 各種研修会の開催 ウ 行事・催し等の交通整理</p> <p>(2) 指導員数（平成 16 年 4 月 1 日現在） 34 人（市長委嘱）</p> <p>3 放置自転車対策事業</p> <p>(1) 内容 2 駅の自転車放置禁止区域において、放置自転車の巡回、警告、撤去を業者委託で実施</p> <p>(2) 保管 6 か月間</p> <p>(3) 撤去手数料 無料</p> <p>(4) 撤去等処理状況（平成 15 年度実績） 単位：台</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>撤去</th> <th>返還</th> <th>再生整備</th> <th>処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,440</td> <td>161</td> <td>0</td> <td>1,235</td> </tr> </tbody> </table> <p>再生整備は行っていない。</p>	幼 児	5 回	小学生	11 回	保護者	11 回	撤去	返還	再生整備	処分	2,440	161	0	1,235
幼稚園、保育園	9 回																														
小学校	66 回																														
中学校	1 回																														
老人会等	15 回																														
撤去	返還	再生整備	処分																												
51,273	26,074	1,883	22,762																												
幼 児	5 回																														
小学生	11 回																														
保護者	11 回																														
撤去	返還	再生整備	処分																												
2,440	161	0	1,235																												

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>4 自転車駐車場管理業務</p> <p>(1) 内容 市営自転車駐車場の維持管理</p> <p>(2) 駐車場数 26 か所</p> <p>(3) 委託先 さいたま市都市整備公社、さいたま市シルバー人材センター、自転車駐車場整備センター</p>	<p>4 自転車駐車場管理業務</p> <p>(1) 内容 市営自転車駐車場の維持管理</p> <p>(2) 駐車場数 6 か所</p> <p>(3) 委託先 岩槻市シルバー人材センター</p>

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 農業振興事業）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 生産指導事業 農家等に対する経済的、技術的援助を実施し、生産・経営の安定を図るため各種の事業を行う。</p> <p>(1) 各地域生産団体育成指導 (2) 直売農業育成 (3) 援農関係事業の推進 (4) 農薬の安全使用指導 (5) 観光農業の推進 (6) 新技術の普及及び導入 (7) 各種研修会、講演会の開催 (8) 植木、花卉、野菜、果樹等の生産振興</p> <p>2 農業祭 (1) 開催日 11月第3金曜～日曜 (2) 会場 見沼グリーンセンター (3) 内容 農産物即売会、展示会、農産物共進会等 (4) 主催 さいたま市農業祭実行委員会 (さいたま市、さいたま農業協同組合) (5) 後援 市内農業団体 (6) 協賛 各種農業関係機関 (7) 来場者 約 225,000 人（平成 15 年度）</p> <p>3 農業団体育成事業 農業者団体会員相互の連携を密にし、農家の資質の向上を図り、先導的都市農業の発展を図るため各農業団体に対し各種の支援を行う。</p> <p>4 農業後継者対策 (1) 事業内容 ア 農業後継者団体の育成 イ 児童体験農園事業の実施 ウ 学校農園事業への支援 エ 農業青年県外研修生派遣事業 オ 新規就農の推進 カ 農業後継者自立経営育成事業</p>	<p>1 生産指導事業 園芸農家・園芸団体へ様々な支援を行うことにより、園芸農業の安定・発展を図るため各種の事業を行う。</p> <p>(1) 園芸施設設置補助事業補助金交付 (2) 生産団体育成指導 (3) 農薬の安全使用指導 (4) 新技術の普及及び導入 (5) 園芸情報の提供 (6) 植木、花卉、野菜、果樹等の生産振興</p> <p>2 農業祭 実施していない。 類似事業：産業祭 (1) 開催日 11月第3土曜～日曜 (2) 会場 槻の森スポーツセンター (3) 内容 農商工業物の即売会、展示会、さわやかレディひなの里コンテスト、共進会等 (4) 主催 岩槻市産業祭実行委員会 (南彩農業協同組合、岩槻商工会議所)</p> <p>3 農業団体育成事業 農業の振興と組合員の経営安定を目的に、組織の育成強化・生産性の向上等を図るため補助を行うとともに、農産物の振興を図るため、共進会等への後援、市長賞の賞状を交付する。</p> <p>4 農業後継者対策 (1) 事業内容 ア 農業後継者団体の育成 イ 学童体験農園事業の実施 ウ 農業青年海外派遣助成事業 エ 後継者結婚相談事業 オ 就農促進アドバイス活動</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>(2) 関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ア さいたま市農業後継者対策協議会 イ さいたま市農業青年協議会 ウ さいたま市与野農業後継者連絡協議会 <p>5 市民農園運営事業</p> <p>農業のふれあいの場、自然学習の場、また、生きがいと健康づくりの場として楽しめる新しいスタイルの市民農園を目指します。</p> <p>(1) レクリエーション農園事業 40 か所、1,373 区画貸付け (平成 16 年 4 月 1 日現在)</p> <p>(2) 関係団体 レクリエーション農園推進協議会</p>	<p>(2) 関係団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 岩槻市農業後継者対策協議会 イ 岩槻市農業青年会議所 ウ 岩槻市 4H クラブ <p>5 市民農園運営事業 実施していない。</p>

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 商工・観光事業）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 商店街環境整備事業</p> <p>(1) 目的：商店街の賑わい等を創出するための施設整備をする商店街に対して補助を行い、商店街の振興を図る。</p> <p>(2) 補助対象事業 賑わい創出施設、ユニバーサルデザイン施設、コミュニティ施設、CI・イメージアップ施設等</p> <p>2 創業者支援推進事業</p> <p>(1) 目的：様々な分野での創業者を支援し、新規事業の活性化を図るため、起業家の事務所家賃補助を行う。</p> <p>(2) 補助額：家賃の2分の1以内で、1か月25,000円を限度（補助対象期間の限度あり）</p> <p>(3) 実施主体 (財)さいたま市産業創造財団</p> <p>3 商工見本市開催事業</p> <p>(1) 目的：市内外の商工業を広くPRするとともに、受発注の拡大、新規市場の開拓を図る。</p> <p>(2) 開催日：11月上旬の三日間</p> <p>(3) 会場：さいたまスーパーアリーナ</p> <p>(4) 内容：商工業事業者出展ブース、商談コーナー、ものづくり体験コーナー等</p> <p>(5) 来場者：45,000人（平成15年度）</p> <p>4 さいたま市花火大会</p> <p>(1) 開催日：8月第2土曜日</p> <p>(2) 会場：荒川総合運動公園</p> <p>(3) 主催：さいたま観光コンベンションビューロー</p> <p>5 市民まつり</p> <p>(1) さいたま市民まつり(10月第2日曜日)</p> <p>(2) 浦和まつり(7月下旬)</p> <p>(3) 与野夏まつり(7月下旬)</p> <p>(4) 大宮夏まつり(8月上旬)</p>	<p>1 商店街環境整備事業</p> <p>(1) 目的：商店街団体が実施する街路灯、アーケード等の設置に対し、補助を行い、商店街の環境整備促進及び振興を図る。</p> <p>(2) 補助対象事業 街路灯、アーチ、モニュメント、案内板、駐車場等</p> <p>2 創業者支援推進事業 実施していない。</p> <p>3 商工見本市開催事業 実施していない。 類似事業：産業祭</p> <p>4 人形のまち岩槻まつり花火大会</p> <p>(1) 開催日：7月下旬の土曜日</p> <p>(2) 会場：槻の森スポーツセンター</p> <p>(3) 主催：岩槻まつり実行委員会 人形のまち岩槻まつりの前夜祭として実施</p> <p>5 人形のまち岩槻まつり</p> <p>(1) 開催日：7月下旬の日曜日</p> <p>(2) 会場：市内（岩槻駅周辺を中心）</p> <p>(3) 主催：岩槻まつり実行委員会</p> <p>(4) 内容：世界一ジャンボ雑段、人形仮装パレード、市民によるイベント等</p> <p>(5) 来場者：135,000人（平成15年度）</p>

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 勤労者・消費者関連事業）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 勤労者定期健康診断</p> <p>(1) 内容 勤労者福祉事業の一環として、市内の商店や会社で働いている 16 歳以上の勤労者を対象に実施</p> <p>(2) 実施方法 埼玉県健康づくり事業団に依頼</p> <p>(3) 受診実績（平成 15 年度） 310 人</p> <p>2 （財）勤労者福祉サービスセンター事業</p> <p>(1) 目的 市内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主の福利厚生事業の向上とともに、中小企業の振興を図る。</p> <p>(2) 事業内容 ア 共済給付事業 イ 生活資金融資斡旋 ウ 健康維持増進 エ 余暇活動の援助 オ その他（買物割引券）</p> <p>(3) 会費等 入会金 1 人につき 500 円 会費 月額 1 人につき 500 円</p> <p>(4) 会員数（平成 16 年 4 月 1 日現在） 990 事業所 3,853 人</p> <p>3 働く女性の家施設の提供</p> <p>(1) 内容 働く女性の福祉の増進と地位の向上のため、各種講座の開催やレクリエーションの場として利用する。</p> <p>(2) 施設 勤労女性ホームと勤労女性センターの 2 か所（さいたま市公立施設管理公社に管理委託）</p> <p>(3) 利用実績（平成 15 年度） ア 勤労女性ホーム 講座数 40 講座（延べ 2,966 人） 自主グループ活動 63 グループ （延べ 15,059 人）</p>	<p>1 勤労者定期健康診断</p> <p>(1) 内容 勤労者の福祉向上に寄与するため、従業員の定期健康診断を継続して行っている事業所に対し、受診料の一部を補助する。</p> <p>(2) 実施方法 岩槻商工会議所とタイアップして実施</p> <p>(3) 受診実績（平成 15 年度） 35 事業所 204 人</p> <p>2 （財）勤労者福祉サービスセンター事業 同財団なし。</p> <p>3 働く女性の家施設の提供 同施設なし。</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
イ 勤労女性センター 講座数 31 講座 (延べ 6,005 人) 自主グループ活動 54 グループ (延べ 12,827 人)	

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 都市計画事業）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 都市計画マスタープラン</p> <p>(1) 目的 市の基本構想及び整備・開発及び保全の方針に即して、都市計画に関する基本的な方針を定める。</p> <p>(2) 策定年次 平成 15 年度から策定作業に着手し、平成 17 年度に公表予定。</p> <p>2 緑の基本計画</p> <p>(1) 目的 都市緑地保全法等の法令に従い、都市構造等を勘案した都市の緑とオープンスペースの整備・保全及び緑化の総合的な計画を策定する。</p> <p>(2) 策定年次 平成 14 年度 緑の現況調査 平成 15 年度・平成 16 年度 計画策定</p> <p>3 グリーンパラソル推進事業</p> <p>(1) 目的 市全域に歩いていける身近な公園を適正に配置する。</p> <p>(2) 内容 市民の憩いの場や子ども達の安全な遊び場となる街区公園を重点に整備する。</p> <p>4 オープン型民間緑地保全事業</p> <p>(1) 目的 市民の快適な生活環境を確保するため、市内に残る貴重な緑地の保全を図る。</p> <p>(2) 内容 候補地の選定、所有者の同意を得て実施。固定資産税、都市計画税の減免</p> <p>(3) 指定要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定面積 自然緑地 1,000 m²以上 ・ 指定期間 5 年間 ・ 指定条件 公道に接していること。 	<p>1 都市計画マスタープラン</p> <p>(1) 目的 都市づくりのビジョンを総合的かつ体系的に示す指針として、また各市域のまちづくりの方向を示す都市計画の指針として策定する。</p> <p>(2) 策定年次 平成 11 年度～平成 13 年度 目標年次は 2021 年</p> <p>2 緑の基本計画</p> <p>(1) 目的 緑豊かな自然環境と高度な都市開発の整合をとりながら将来都市像である「豊かな自然と文化を育むふれあいのまち」を目指した計画を策定する。</p> <p>(2) 策定年次 平成 7 年度 目標年次は平成 27 年度</p> <p>3 グリーンパラソル推進事業 実施していない。</p> <p>4 オープン型民間緑地保全事業 実施していない。</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>(4) 指定箇所（平成 15 年 3 月 31 日現在） 自然緑地 26 か所</p> <p>5 総合都市交通体系マスタープラン</p> <p>(1) 目的 将来都市構造と交通需要を展望し、将来道路網及び将来公共交通網のあり方、具体的な配置方針また整備優先計画のあり方を検討し、総合的な都市交通体系マスタープランを策定する。</p> <p>(2) 策定年次 平成 14 年度・平成 15 年度</p>	<p>5 総合都市交通体系マスタープラン</p> <p>(1) 目的 豊かな環境・歴史・文化等の資産を継承しつつ、新たな公共交通の拠点性・利便性を生かした「交通まちづくり」に向け、総合的に都市交通政策を展開するマスタープランを策定する。</p> <p>(2) 策定年次 平成 14 年度・平成 15 年度</p>

議案第 29号関係（各種事務事業の取扱い - 道路事業）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 道路整備事業</p> <p>(1) 目的 道路を寄付により、拡幅整備する。</p> <p>(2) 制度内容 ・整備幅員 4.0m以上 ・側溝敷設、舗装整備</p> <p>(3) 補償基準 「さいたま市暮らしの道路整備に関する要綱」の基準により補償</p> <p>2 私道舗装等整備助成事業</p> <p>(1) 目的 私道の舗装整備を行う者に費用の一部を助成し、交通安全の確保と生活環境の向上に資することを目的とする。</p> <p>(2) 助成要件（以下の全ての要件に要該当） ・幅員 1.8m以上 ・排水施設を整備する場合は、流末排水に支障がないもの ・公道から公道に通じており不特定多数の人が利用しうるもの又は5戸以上の家屋が建ち並び不特定多数の人が利用しうるもの ・他 3項目の要件</p> <p>(3) 平成 15 年度実績 43 件 80,870 千円</p> <p>3 公共施設案内標識管理業務 管理方法 ・設置者所管で維持管理する。 ・占用については、道水路管理者と協議する。</p> <p>4 道路応急修繕業務</p> <p>(1) 目的 交通事故を未然に防止するため、破損の激しい道路の緊急補修を行い、交通の円滑化を図る。</p> <p>(2) 事務内容 パトロール及び苦情等により発生した現場の調査から緊急補修までの事務</p>	<p>1 道路整備事業</p> <p>(1) 目的 既設道路の修繕及び舗装・側溝新設・改築等生活道路の整備を行う。</p> <p>(2) 制度内容 ・整備幅員 6.0m以上 ・側溝敷設、舗装整備</p> <p>(3) 補償基準 設定なし</p> <p>2 私道舗装等整備助成事業 実施していない。</p> <p>3 公共施設案内標識管理業務 管理方法 サイン計画実施規則及び公共施設案内標識設置要綱に基づき、担当課から引き継ぎ交通防災課にて一括維持管理する。</p> <p>4 道路応急修繕業務</p> <p>(1) 目的 交通事故を未然に防止するため、破損の激しい道路の緊急補修を行い、交通の円滑化と市民の安全確保を図る。</p> <p>(2) 事務内容 パトロール及び苦情等により発生した現場の調査から緊急補修までの事務</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>(3) 補修体制 市内を 8 地区に分けて単価契約を結んで、補修にあたる。(各区役所でも単価契約を結んでいる。)</p>	<p>(3) 補修体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷砂利、側溝蓋架等の業務委託 ・道路舗装の穴埋め等直営業務

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 河川事業）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 水害対策</p> <p>(1) 建設事務所において、対策班を設置し、水害状況の把握と現場対応を行う。</p> <p>(2) 土木業者と洪水対策業務委託を締結し、水害現場の対応にあたる。</p> <p>(3) 排水機場を運転する場合は、職員が機場に常駐する。</p> <p>(4) 防災対策本部設置に伴う配備を行う。</p> <p>2 排水路整備事業</p> <p>目的：河川改修を図ることにより市民を水害から守り、安全で快適な生活基盤を築く。</p> <p>対象河川：準用河川、普通河川、排水路、流末排水管</p> <p>3 水辺環境整備事業</p> <p>目的：湧水の保全や水辺公園の整備を通じて、市民に潤いと安らぎの場を提供する。</p> <p>内容：市街地の潤い空間として創造できる河川及び水路について積極的に整備を図る。</p> <p>平成 15 年度実績：ホタル飼育施設維持管理業務</p> <p>4 植樹管理事業</p> <p>内容：業務管理委託を締結し、河川区域の樹木等の剪定及び害虫駆除を行う。</p> <p>平成 15 年度実績：鴻沼川植樹管理事業</p>	<p>1 水害対策</p> <p>(1) 防災対策本部設置に伴う配備を行う。</p> <p>2 排水路整備事業</p> <p>目的：河川改修を図ることにより市民を水害から守り、安全で快適な生活基盤を築く。</p> <p>対象河川：準用河川、普通河川、排水路、流末排水管</p> <p>3 水辺環境整備事業</p> <p>実施していない。</p> <p>4 植樹管理事業</p> <p>実施していない。</p>

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 住宅事業）

現 況																																											
さいたま市	岩槻市																																										
<p>1 市営住宅の入居</p> <p>(1) 募集方法 「市報さいたま」及び「さいたま市ホームページ」に掲載～告示～募集案内の配布</p> <p>(2) 募集手続 郵送受付(1か月)～公開抽選～資格審査～実態調査(一部)～入居者選考委員会</p> <p>(3) 入居に関する事務は埼玉県住宅供給公社に管理委託</p> <p>(4) 入居資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住か在勤 ・納税義務を果たしていること。 ・同居しているか又は同居しようとする親族(婚約者を含む。)があること。 ・住宅に困窮していることが明らかなこと。 ・世帯の収入が基準以内であること。 <p>市営住宅の状況 (平成16年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>戸数</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>領家大東団地</td> <td>9 1</td> <td>鉄筋3・4階建</td> </tr> <tr> <td>辻水深団地</td> <td>3 4 2</td> <td>鉄筋4・5階建</td> </tr> <tr> <td>馬宮住宅</td> <td>2 1 6</td> <td>鉄筋4・5階建</td> </tr> <tr> <td>奈良住宅</td> <td>1 0 0</td> <td>鉄筋3～5階建</td> </tr> <tr> <td>他29 住宅・団地</td> <td>1,525</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,274</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 家賃設定方法 公営住宅法施行令第2条に基づき算定される。(市町村立地係数 1.05)</p> <p>2 住宅政策推進計画 目的:住宅マスタープランを基幹政策とした地域活性化に資する住宅及び住環境の施策の確立を図る。</p>	名称	戸数	規格	領家大東団地	9 1	鉄筋3・4階建	辻水深団地	3 4 2	鉄筋4・5階建	馬宮住宅	2 1 6	鉄筋4・5階建	奈良住宅	1 0 0	鉄筋3～5階建	他29 住宅・団地	1,525		計	2,274		<p>1 市営住宅の入居</p> <p>(1) 募集方法 住宅別空家待ち登録制による公募 「広報いわつき」に掲載～募集案内の配布</p> <p>(2) 募集手続 受付～書類審査～登録順位の通知</p> <p>(3) 入居資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住 ・同居しているか又は同居しようとする親族(婚約者を含む。)があること。 ・住宅に困窮していることが明らかなこと。 ・世帯全員の総収入が基準の範囲内であること。 <p>市営住宅の状況 (平成16年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>戸数</th> <th>規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>諏訪山住宅</td> <td>1 5</td> <td>木造平家建</td> </tr> <tr> <td>黒谷住宅</td> <td>3 0</td> <td>簡易耐火2階建他</td> </tr> <tr> <td>浮谷住宅</td> <td>7 0</td> <td>中層耐火5階建他</td> </tr> <tr> <td>美幸町住宅</td> <td>2 4</td> <td>中層耐火4階建</td> </tr> <tr> <td>他12 住宅</td> <td>1 3 4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2 7 3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 家賃設定方法 公営住宅法施行令第2条に基づき算定される。(市町村立地係数 0.90)</p> <p>2 住宅政策推進計画 目的:住宅政策の基本的な方向について総合的に示し、都市計画、高齢者・障害者福祉、地域活性化、教育・文化の振興など住宅を中心とした市民生活に関する諸政策を有機的に結びつけ、良好な地域社会の形成を総合的に推進する。</p>	名称	戸数	規格	諏訪山住宅	1 5	木造平家建	黒谷住宅	3 0	簡易耐火2階建他	浮谷住宅	7 0	中層耐火5階建他	美幸町住宅	2 4	中層耐火4階建	他12 住宅	1 3 4		計	2 7 3	
名称	戸数	規格																																									
領家大東団地	9 1	鉄筋3・4階建																																									
辻水深団地	3 4 2	鉄筋4・5階建																																									
馬宮住宅	2 1 6	鉄筋4・5階建																																									
奈良住宅	1 0 0	鉄筋3～5階建																																									
他29 住宅・団地	1,525																																										
計	2,274																																										
名称	戸数	規格																																									
諏訪山住宅	1 5	木造平家建																																									
黒谷住宅	3 0	簡易耐火2階建他																																									
浮谷住宅	7 0	中層耐火5階建他																																									
美幸町住宅	2 4	中層耐火4階建																																									
他12 住宅	1 3 4																																										
計	2 7 3																																										

現 況	
さいたま市	岩槻市
(1) 住宅マスタープラン (策定年次：平成 15 年度) (2) 公営住宅ストック総合活用計画 (策定年次：平成 14 年度)	(1) 住宅マスタープラン (策定年次：平成 9 年度) (2) 市営住宅ストック総合活用計画 (策定年次：平成 13 年度)

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 学校教育事業）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 就学援助事業</p> <p>(1) 目的 就学困難な児童及び生徒に係る就学の援助を行う。</p> <p>(2) 対象者 市内に住所を有し、市内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者</p> <p>(3) 認定基準 文科省基準、生活保護基準(所得)の1.5倍未満、学校長所見</p> <p>(4) 支給内容 学用品費等、新入学用品等の補助</p> <p>2 育英資金の貸付事業</p> <p>(1) 目的 進学意欲を有する方で経済的な理由により修学困難な方のために、入学準備金又は奨学金を貸し付ける。</p> <p>(2) 対象学校 高等学校、高等専門学校、専修学校、大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学準備金 高校等 200,000 円以内 大学等 400,000 円以内 ・奨学金 高校等 15,000 円(月額) 大学等 25,000 円(月額) <p>3 小・中学校給食事業 単独調理場方式に整備している。 (平成18年度までに全ての小・中学校を整備する予定)</p> <p>4 養護学校 目的 心身障害総合センター「ひまわり学園」の中に設置されている、肢体に不自由のある児童生徒のための学校で、一人一人の障害に応じ、社会参加と自立を支援する。</p>	<p>1 就学援助事業</p> <p>(1) 目的 就学困難な児童及び生徒に係る就学の援助を行う。</p> <p>(2) 対象者 市内に住所を有し、市内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者</p> <p>(3) 認定基準 文科省基準、特殊教育就学奨励費保護基準の1.5倍(所得比較) 学校長所見、民生委員意見</p> <p>(4) 支給内容 学用品費等、新入学用品等の補助</p> <p>2 育英資金の貸付事業</p> <p>(1) 目的 高校及び大学等に進学意欲を持ちながら、経済的理由により修学が困難な方に入学に要する費用の一部を貸し付ける。</p> <p>(2) 対象学校 高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学時準備金 〔国・公立〕高校 300,000 円・専修(高等課程) 300,000 円・専修(専門課程) 500,000 円 大学 500,000 円 〔私立〕高校 500,000 円・専修(高等課程) 500,000 円・専修(専門課程) 500,000 円 大学 500,000 円 <p>3 小・中学校給食事業 学校給食センターで調理し、各校へ配送している。</p> <p>4 養護学校 養護学校なし</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>5 教員・高校生等海外派遣事業 目的 市内在住の高校2年生を対象に語学研修、異文化理解等を中心に研修を行う。 ・派遣生徒：第2学年生 10人 （公募後、選考委員会にて選考） ・引率者：1人 ・派遣期間：夏期休業中の15日間 ・自己負担：150,000円</p> <p>6 教育相談事業 (1) 一般教育相談 不登校、いじめ、集団不適應等教育上の問題について電話・面接・訪問による教育相談を行う。 (2) 障害児教育相談 知的障害・情緒障害等のある幼児・児童生徒への教育相談を行う。 (3) 障害のある児童のグループ相談 通常学級で学ぶ知的障害、情緒障害、学習障害等のある児童を対象に小グループでの相談を行う。 (4) 就学相談 幼児・児童生徒の就学に関わる相談を行う。 (5) 専門医による教育相談 小児科・精神科の専門医による教育相談を月2回行う。 (6) 院内学習室 市立病院に入院中の児童生徒対象に、院内学習室で退院後の学校・日常生活への復帰を支援している。 (7) 適応指導教室 登校できない児童生徒を教育研究所において学校へ復帰できるよう指導、支援する。</p> <p>7 交通遺児等奨学金給付事業 (1) 目的 交通事故により両親若しくは両親の一方が死亡し、又は心身に著しい障害があった場合、その遺児等に対し奨学金を支給し、遺児等の健全な育成を助長する。</p>	<p>5 教員・高校生等海外派遣事業 実施していない。</p> <p>6 教育相談事業 (1) 教育相談所にて、相談活動及び適応指導活動を3人の専門員が行う。 (2) 市内中学校に、さわやか相談員6人、フレンドリースタッフ2人、こどものこころ相談員（旧称ボランティア相談員）8人を配置している。</p> <p>7 交通遺児等奨学金給付事業 実施していない。</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
(2) 対象者 市内に住所を有し、小中学校に通う遺児 等の保護者 (3) 奨学金の額 月額 2,000 円	

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 社会教育事業）

現 況																
さいたま市	岩槻市															
<p>1 人権講座 内容：市内 52 公民館を会場に、地域住民の人権意識の高揚を図るために、同和問題をはじめ人権問題に関する講座等を公民館の企画・運営で開催する。</p> <p>2 学校開放講座・大学公開講座 目的：学校の教育機能を教育に支障のない範囲で開放し、学習機会を提供するとともに、開かれた学校づくりを推進する。また、大学等の持つ高度な学習資源を市民に公開するため、大学公開講座を開催する。 学校開放講座：市立高校（4 校）、市立中学校（48 校）のうち、希望校で開設 大学公開講座：市内大学・短期大学（6 校）で開設</p> <p>3 指定文化財 内容：件数 461 件 国指定 8 件、県指定 54 件、市指定 399 件 （国登録有形文化財 3 件） 指定方法：教育委員会の諮問に応じ、さいたま市文化財保護審議会で調査・審議し、答申を受け行う。</p> <p>4 市民大学 (1) 目的 市民の高度で専門的な学習要求にこたえるための講座を開設する。 (2) 応募資格 18 歳以上の市内在住・在勤・在学者 (3) 応募方法 コースごとに往復はがきで申込み (4) コース・定員</p> <table border="0"> <tr> <td>・教養コース</td> <td>(全 20 回)</td> <td>90 人</td> </tr> <tr> <td>・専門コース</td> <td>(全 20 回)</td> <td>90 人</td> </tr> <tr> <td>・文学コース</td> <td>(全 10 回)</td> <td>96 人</td> </tr> <tr> <td>・歴史コース</td> <td>(全 10 回)</td> <td>40 人</td> </tr> <tr> <td>・宇宙コース</td> <td>(全 10 回)</td> <td>40 人</td> </tr> </table>	・教養コース	(全 20 回)	90 人	・専門コース	(全 20 回)	90 人	・文学コース	(全 10 回)	96 人	・歴史コース	(全 10 回)	40 人	・宇宙コース	(全 10 回)	40 人	<p>1 人権講座 内容：中央公民館（年 1 回）、南部・北部公民館（隔年 1 回）利用者を対象に人権問題に関する講座を開催する。</p> <p>2 学校開放講座・大学公開講座 実施していない。</p> <p>3 指定文化財 内容：件数 45 件 国指定 2 件、県指定 12 件、市指定 31 件 指定方法：教育委員会の諮問に応じ、岩槻市文化財調査委員会で調査・審議し、答申を受け行う。</p> <p>4 市民大学 (1) 目的 市民のより専門的な学習要求にこたえるため開催している。 (2) 応募資格 市内在住の 20 歳以上の方 (3) 定員 50 人 (4) 開催期日 9 月～11 月（10 回） 土曜日 14：00～16：00 (5) 会場 生涯学習センター</p>
・教養コース	(全 20 回)	90 人														
・専門コース	(全 20 回)	90 人														
・文学コース	(全 10 回)	96 人														
・歴史コース	(全 10 回)	40 人														
・宇宙コース	(全 10 回)	40 人														

現 況	
さいたま市	岩槻市
(5)受 講 料 ・教養コース、専門コース 5,000 円 ・その他コース 2,000 円 (6)関連組織 ・市民大学運営委員会 委員 15 人 ・市民大学カリキュラム委員会 委員 15 人	(6)講座内容(平成 15 年度実績) 子育て、まちづくり、歴史、 地域コミュニティ等

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い－議会）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 市議会報 名称：市議会だより さいたま 発行：年 4 回（改選期年は、年 5 回） 発行部数：368,000 部×4 回（5 回） 配布先：全世帯、交換市、公共施設等 配布方法：配布業者による宅配</p> <p>2 市議会テレビ広報 目的：定例市議会及び常任委員会の様子や 審議結果等をテレビ放映し、広く市 民へお知らせする。 名称：ようこそ さいたま市議会へ 放映：年 2 回 放映時間：各 30 分 放送局：テレビ埼玉</p>	<p>1 市議会報 名称：いわつき市議会だより 発行：年 4 回（改選期年は、年 5 回） 発行部数：38,300 部×4 回（5 回） 配布先：全世帯、公共施設等 配布方法：市広報紙（自治会に委託）に折 込み</p> <p>2 市議会テレビ広報 実施していない。</p>

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 選挙）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 選挙公報 作成部数：457,000 部（予備、保管分含む。） 配布日：投票日の 2 日前の金曜日までに配布 配布方法：重複配布・選挙区誤配布・新聞未購読の対策として宅配委託</p> <p>2 入場整理券 様式：宛名用の用紙と一人一枚の整理券を世帯ごとに 1 通の封書で送付 投票受付の機械化によるバーコードの印刷及び投票所の案内図を印刷 発送：郵便局持込みで、告示日に発送</p> <p>3 選挙の投票及び開票速報 (1) テレホンサービス ア 投票 不在者投票の案内：告示日午前 8 時 30 分～投票日前日午後 8 時まで 投票速報：午前 9 時から 2 時間おきに速報内容を更新し、情報提供を行う。 イ 開票 内容及び時間：県の速報内容及び時間に合わせる。 発表方法：市議選、県議選は区単位 衆議院小選挙区は選挙区単位 その他は市全体で発表</p> <p>(2) インターネットサービス ア 投票 内容及び時間：不在者投票の案内を告示日午前 8 時 30 分～投票日前日まで 投票速報：午前 9 時から 2 時間おきに速報内容を更新し、情報提供を行う。 イ 開票 内容及び時間：県の速報内容及び時間に合わせる。 発表方法：全選挙につき区単位で発表</p>	<p>1 選挙公報 作成部数：45,000 部（予備、保管分含む。） 配布日：投票日の 3 日前の木曜日に配布 配布方法：3 日前の朝刊に折り込む。</p> <p>2 入場整理券 様式：4 人連記のはがき方式、ポストエクス仕様で送付 裏面に投票所、投票時間の案内を印刷 発送：郵便局持込みで、告示日の 5 日前から発送</p> <p>3 選挙の投票及び開票速報 (1) テレホンサービス ア 投票 サービスなし イ 開票 内容及び時間：県の速報内容及び時間に合わせる。</p> <p>(2) インターネットサービス ア 投票 内容及び時間：不在者投票の案内を告示日午前 8 時 30 分～投票日前日まで 投票速報：午前 9 時から 2 時間おきに速報内容を更新し、情報提供を行う。 イ 開票 内容及び時間：県の速報内容及び時間に合わせる。 いずれも市長選・市議選のみ情報提供</p>